令和７年第２回吉野町議会定例会会議録（第１日目）

１．招集年月日　　令和７年６月９日

２．招 集 場 所　　吉野町議会議場

３．開 会 時 刻　　６月９日　　午前10時05分開会

４．応 招 議 員

１番	長 谷 政 和	２番	澤 木 久美子
３番	上 麻 里	４番	辻 内 正 誠
５番	下 中 一 平	６番	山 本 義 史
７番	上 滝 義 平	８番	中 西 利 彦
９番	西 澤 巧 平		

５．不応招議員　　なし

６．出 席 議 員　　応招議員に同じ

７．欠 席 議 員　　なし

８．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中 井 章 太	副町長	永 井 聡
教育長	土 居 正 明	参事兼町長公室長	吉 村 直 樹
参事兼暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	総務課長兼町民税務課長	中 尾 勇
財政・デジタル推進室長	井 本 光 亮	庁舎・拠点整備推進室長	戸 毛 祥 博
協働のまち推進課長	松 田 有 史	長寿福祉課長	森井志津佳
産業観光課長	椿 本 久 志	教育次長	吉 中 久 実
教育総務課長	紙 森 智 章	スポーツ振興室長	辻 中 哲 也

９．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	玉 村 陽 子	参与	坂本やよい

10．議事日程

日程１		会議録署名議員の指名について
日程２		会期の決定について
日程３		議長の諸報告について
日程４	報第１号	令和６年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程５	報第２号	令和６年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について

日程 6	報第 3 号	令和 7 年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について
日程 7	議第 32 号	吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正することについて
日程 8	議第 33 号	令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
日程 9	議第 34 号	令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 10	議第 35 号	令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 11	議第 36 号	令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 12	議第 37 号	動産の買入れに係る財産の取得について
日程 13	発議第 4 号	事務検査に関する決議案について
日程 14		一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上滝議長	皆さん、改めましておはようございます。 ただ今の出席議員総数は８名でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回吉野町議会定例会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程１　会議録署名議員の指名についてでございます。 会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。 5 番　下中一平議員　6 番　山本義史議員を指名いたします。 よろしくお願いします。 日程２　会期の決定についておはかりします。 本定例会の会期は本日より 13 日までの 5 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は本日より 13 日までの 5 日間に決定いたしました。 開会にあたりまして、中井町長よりごあいさつをお願い申し上げます。 中井町長。
中井町長	開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 まずは令和 7 年第 2 回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。 本日上程させていただく議案でございますが、報告案件が 3 件、条例改正が 1 件、補正予算（案）が 4 件、財産の取得が 1 件でございます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申しあげます。 この機会に臨時議会以降の行政報告を、皆さん方のお手元に配布しておりますが、主なものだけ報告をさせていただきたいと思います。 まずは 5 月 3 日「にっこりほっこり燦産参」これ吉野見附三茶屋で開催され

	たイベントでございますけれども、「活き活き町づくり燦・産・参」まちづくり団体でございますけれども、協働のまちづくりから発展し15周年記念という形でイベントを企画いただきました。本当に三茶屋見附は、吉野町の財産として活用してるわけですけれども、外の外部の皆さん方がお越しいただいて、そして、一つのにぎわいをつくっていただいている。今後、本体の活用もしっかりと地域の皆さん方と連携しながら、この三茶屋見附についても考えていければなというふうに思ったイベントでありました。 　そして翌5月4日でございますけれども、無印良品　イオンモール橿原「地域について考える～吉野編」トークイベントという形で、良品計画がですね、吉野山でMUJIroomというのを3月にオープンしていただきました。そしてまた、良品計画、イオンモールで吉野材をふんだんに活用いただきました空間を演出いただきました。そんなとこもありまして、地域について考える吉野編という形で、いろんな角度からトークイベントをさせていただきました。今後、この吉野材を活用した空間、空き家、そしてまた、店舗等々でも何か、こういったMUJIroomの展開ができればなというとこが一つと、あと、そういった来られた方が、地域体験とかツアー、吉野の資源を体感していただける、そんな連携を、今後も良品計画さんと展開できればなというふうに思ったことも含めてトークをさせていただきました。 　そして5月18日、「Kobo Trail 2025 ～弘法大師の道～」こちらのほうも、金峯山寺から金剛峯寺までの約60キロ弱ですが、吉野のほうから高野山を目指していく。こちらのほうも県、そしてまた、この弘法大師の道の関連自治体が連携しながら、今年で10回目を迎えたこのKobo Trailでございます。本当に各地から参加いただいて、このイベント等も今後ですね、改めてこの修験の聖地、この弘法大師の道を今後もしっかりと展開できるように、また発信もしてまいりたいなというふうに思っております。 　そして5月21日でございます。地方創生伴走支援官との意見交換という形で、こちらのほうも全国の自治体の中で60自治体が、地方伴走制度の利用に採択された中で、吉野町も奈良県として採択をされました。こちらのほう、今日の一般質問はございますけれども、地方伴走制度の活用という形で、こちら3名の

	方がですね、吉野町のチームとして支援をいただく。内閣官房そして財務省、国土交通省という形で、課長級、そして補佐級と。全国60の中でも、このレベルの方々がお越しいただいて、吉野町の課題をしっかりと共有していただく、そしてまた知恵をいただくという形で意見交換をさせていただきました。6月に、今月ですけどもお越しいただいて、現地視察も含めてスタートするという方向で今進めております。 　その他でございますけれども、全国の道路関係の総会等々、こちらのほうも秋11月に主なそういった大会があるんですけども、この5月、6月においても高速道路の協議会等々がございます。本当に奈良県においては、京奈和自動車道が全線開通を目指してという形で、昨年ぐらいからですね、財務省へ首長が揃って、副知事、そしてまた国会議員と一緒に行く機会が増えてまいりました。供用開始がなかなか見えない中でございますけれども、できる限り、そういった財務省、そしてまた国土交通省、幹部の皆さん方に首長そしてまた、県と連携しながら、今後もこういった要望活動を進めながら、1日でも早く、この吉野町も京奈和自動車道が開通すると恩恵があるとこでございますので、しっかりと活動を進めていきたいと思っております。以上でございます。 　改めまして、慎重審議をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。
上滝議長	ありがとうございました。 　日程3　議長の諸報告に入ります。 　会議規則第128条第1項のただし書の規定によりまして、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。 　日程4　報第1号「令和6年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 　井本財政・デジタル推進室長からご説明をお願い申しあげます。

	井本課長。
井本財政・デジタル推進室長	失礼いたします。報第1号　令和6年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明いたします。提出議案等説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。根拠法令といたしましては、地方自治法第213 条第1項の規定により繰越明許費につきまして、同法施行令第146 条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。繰越明許費といたしましては、2款「総務費」地域政策総務事業から、9 款「教育費」中央公民館等管理運営事業までの12事業、1億4,474万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。なお、繰越額の財源につきましては、下の表のとおりでございます。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程5　報第2号「令和6年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 中尾総務課長。
中尾総務課長	失礼いたします。それでは、提出議案等説明資料2ページをお願いいたします。報第2号「令和6年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」でございます。根拠法令といたしましては、地方自治法第243 条の3第2項、同じく施行令第173 条の5に基づく報告でございます。1の収益的収入及び支出につきましては、事業外収益として単位は円でございます。100円でございます。こちらにつきましては、定期預金の利息となっております。支出につきましてはございません。資本的収入及び支出でございます。資本的収入についてはございません。資本的支出につきましては、土地開発基金よりの借入金の利息支払いといたしまして2万6,118円でございます。なお、資本的収入が資本

	的支出に対して不足する額2万6,118円につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填をさせていただきました。令和6年度の剰余金処理の計算書でございます。前年度より100円増加いたしまして、4,801万4,241円でございます。令和6年度の事業報告といたしましては、積極的な公有地取得はございませんでした。平常業務に終始したところでございます。なお、令和7年3月31日現在の公有用地につきましては、以下に表示をさせていただいております。また、借入金の状況についても表示をさせていただいておるところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程6　報第3号「令和7年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 中尾総務課長。
中尾 総務課長	失礼いたします。それでは3ページをお願いいたします。報第3号「令和7年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」でございます。根拠法令といたしましては、先ほどと同様でございます。令和7年度土地開発公社予算の概要でございます。収益的収入及び支出につきまして、こちらは単位千円となっております。収入支出、それぞれ42万円と定めるものでございます。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入につきましては1,100万円。こちらについては、公有地の取得が発生したときに借入れを行うものでございます。支出につきましては、資本的支出といたしまして1,105万4,000円でございます。公有地の取得費用並びに基金よりの借入金の利息の支払いでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5万4,000円につきましては、過年度内部留保資金で補填することといたしております。3番

	に入ります。事業計画でございます。令和7年度につきましては、急遽の土地の購入が必要となった場合の対応予算を計上させていただいております。現時点では具体的な計画はございません。公有地の先行取得費用として1,000万円。また、測量等の付帯業務として100万円の計上をさせていただいておるところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程7　議第32号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 中尾総務課長。
中尾 総務課長	失礼いたします。それでは提出議案等説明資料4ページをお願いいたします。議第32号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」でございます。 目的といたしましては、吉野町消防団の条例定数を適正な定数とするために改正するものでございます。 改正の概要といたしましては、吉野町消防団員の同条例で定めております条例定数、現在、350人を適正な定数300人に改正するものでございます。参考といたしまして、令和7年4月10日現在の吉野町の消防団員の実の定員数を掲載させていただいてます。本団以下、合計295名でございます。 施行期日については、公布の日とさせていただいております。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程８　議第33号「令和７年度吉野町一般会計補正予算（案）第２号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 井本財政課長。
井本財政・デジタル推進室長	失礼いたします。議第33号　令和７年度吉野町一般会計補正予算（案）第２号についてご説明させていただきます。提出議案等説明資料５ページをご覧いただきたいと思います。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,126万5,000円を追加し、補正後の予算額を65億76万5,000円とするものでございます。続きまして地方債の補正でございますが、老人福祉施設改修で60万円増額し2,870万円に、また、消防施設整備につきまして960万円減額し1,810万円とするものでございます。 また、歳入の補正といたしましては、15款「国庫支出金」で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,060万1,000円の増。16款「県支出金」で消防力支援強化事業補助金959万1,000円の増。20款「繰越金」2,007万3,000円の増でございます。22款「町債」につきましては、先ほど地方債の補正でご説明したとおりでございます。 続きまして歳出でございます。１款「議会費」から９款「教育費」までの職員給与費につきまして、2,071万8,000円の増でございます。こちらは主に令

	和７年４月１日付の人事異動に伴うものでございます。また、３款「民生費」のうち、介護保険事業特別会計繰出金65万4,000円の減に関しましては、介護保険事業特別会計での職員給与費の減額に伴うものでございます。続きまして、定額減税に伴う調整給付金事業3,060万1,000円でございますが、こちらは、令和６年度に国が行いました定額減税で減税し切れない方への給付を行う事業でございます。また、老人福祉施設等運営管理事業60万円でございますが、こちらは、中荘温泉のエアコンが故障したことによりまして新しいエアコンを整備するものでございます。説明は以上となります。ご審議のほど、お願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程９　議第34号「令和７年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 中尾町民税務課長。
中尾町民税務課長	失礼いたします。それでは資料６ページをお願いいたします。議第34号　令和７年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号でございます。 補正予算の概要といたしましては、補正前の額10億5,900万円に1,322万2,000円を加えまして、補正後の歳入歳出予算額を10億7,222万2,000円とす

	るものでございます。 歳入の補正といたしまして、3款「国庫支出金」といたしまして、システム改修に伴う国からの補助金として1,322万2,000円を計上させていただいております。 また、歳出の補正といたしましては、1款「総務費」でございます。賦課徴収事業　子ども・子育て支援法改正に伴うシステム改修の委託料として1,322万2,000円を計上させていただいておるものでございます。令和8年度、来年度から子ども・子育て支援の財源として支援金という名目で保険料よりご負担いただくためのシステムの改修費でございます。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程10　議第35号「令和7年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 中尾町民税務課長。
中尾町民税務課長	失礼いたします。それでは7ページをお願いいたします。議第35号　令和7年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号でございます。 こちらにつきましては、補正前の額、1億9,470万円に94万6,000円を追加

	いたしまして、補正後の歳入歳出予算額を1億9,564万6,000円にするものでございます。 歳入の補正といたしましては、6款「国庫支出金」といたしまして、システム改修に伴う国からの補助金といたしまして94万6,000円を計上させていただいております。 また、歳出といたしまして、1款「総務費」徴収事業で子ども・子育て支援法改正に伴うシステム改修委託料として94万6,000円を計上させていただいております。こちらも先ほどの議第34号と同じく、子ども・子育て支援の財源として、保険料より令和8年度からご負担いただくためのシステム改修でございます。以上、よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程11　議第36号「令和7年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 森井課長。
森井長寿福祉課長	失礼いたします。議案説明資料の8ページをお願いいたします。議第36号　令和7年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第1号についてでございます。 補正予算の概要といたしまして、歳入歳出の補正　補正前の額11億8,620

	万円。補正額755万3,000円の減。補正後の歳入歳出予算額11億7,864万7,000円となっております。 歳入の補正でありますが、1款「保険料」につきましては、196万6,000円の減で、6款「繰入金」まで合計いたしますと、歳入合計755万3,000円の減額でございます。 歳出の補正でございます。1款「総務費」99万円。一般管理事業　システム改修委託料でございます。3款「地域支援事業費」854万3,000円の減。人事異動に伴う職員給与費で、合計755万3,000円の減額でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程12　議第37号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 紙森教育総務課長。
紙森教育総務課長	議第37号「動産の買入れに係る財産の取得について」説明申し上げます。まず、議案書で説明いたします。議案書をご覧ください。 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするもの

	でございます。取得品目　情報端末等　株式会社日本ヒューレット・パッカード製 Chromebook 236 台。取得目的　GIGA スクール構想第二期のための情報機器等の整備、これは児童生徒の 1 人 1 台端末の更新による端末の購入取得でございます。取得金額　1,292 万 8,080 円、うち消費税額に相当する額 117 万 5,280 円。契約の方法　随意契約　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によるものでございます。契約の相手方　奈良県奈良市高天町 10-1　T.T. ビル 4 階キステム株式会社　事業統括取締役　井門英也。議案説明資料の最後のページ 9 ページをご覧ください。今回の業者選定の方法につきましては、文部科学省の補助要件でございます共同調達が前提でございます。39 市町村全ての県内町村が加入しております、奈良県域学校教育 DX 推進連絡協議会による企画競争プロポーザル形式によりまして、この契約の相手方が決められているものでございます。236 台の内訳でございます。これは基準日がございまして、本年 5 月 1 日現在の児童生徒数の合計をもとにしております。236 台の内訳、吉野小学校児童が 133 台、吉野中学校生徒が 73 台、予備機 30 台。これは、この時点の 206 名、児童生徒の合計が 206 名でございまして、今回の整備に当たってその 15% が予備機で補助対象となるものでございまして、30 台の購入でございます。なお、財源内訳につきましては国 3 分の 2　861 万 8,000 円、町費としまして 431 万 1,000 円でございます。ご審議ほど、よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

	日程13　発議第4号「事務検査に関する決議案について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。 辻内議員。
辻内議員	地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものといたします。 1．検査事項　令和7年度一般会計予算書53ページ　旧吉野小学校残置品処理委託料1,100万円に関する事項。 2、検査方法　(1) 予算金額の根拠となっている書類の提出を求める。例　処分対象残置品一覧書等。(2) 検査は6月定例会期中の総務文教厚生委員会に付託して行う。 3、検査期間　2で申し上げた1回のみ。 4、留意事項　予算提出時の書面のみであること。一切のあとづけ資料の提出を禁止いたします。 理由を申し上げます。本一般会計予算は、吉野町の令和7年度事業の大半の基本が含まれている予算であり、3月21日の議会最終日には、私も賛成し賛成多数で可決されました。しかしながら、本残置品処分委託料は、次の点で疑問が残るので、本事務検査を求めるものであります。 ①1,100万円の1,100万円は、1,000万円プラス消費税と考えられ、1,000万という数字には余りにも区切りがよく、詳細な検討をしたとは考えにくいこと。 ②旧小学校で使われた残置品にしては余りにも高額である。金属類、ガラス類、木材関係品、紙類、可燃物は吉野町で処理が可能であることを考えると、1,000万円かかる残置品にどのようなものがあるのかが想像しがたい。以上、議員各位の賛同を求めます。
上滝議長	はい、ありがとうございました。 賛成議員の意見を求めます。

	中西議員。
中西議員	賛成議員の意見を言いたいと思います。まず、この議員発議ですけども、1人でも発議ができるというふうなことは私も認識をしているところでございます。それとですね、今、辻内議員からもございました令和7年度の当初予算が、議会を通過しておりますということで、予算の執行について何ら邪魔をするものではないということは確認のことでございます。ただ、今言われましたように、学校の備品については疑問にあるとこが非常に多いということで、少しこれは検証しておく必要があるんではないか。また、総務文教委員会で一度、どういうものがあるのかというのを見に行く、視察するというのも必要ではないかという点から、この提案には賛成をしたいと思います。以上でございます。
上滝議長	質疑を求めます。 西澤議員。
西澤議員	執行前の予算はですね、法律で規定する検査項目外であるのに、これをするのはどういう意味ですかね。そして、現地を視察したいというようなこともおっしゃってましたけど、検査項目に現地は視察出来ないとなっております。3月の定例会の委員会で、いろいろ質問したら解決することじゃなかったんかなあと。自分たちがそのときに何も質問もしないで、今さら大層なこと言うて、四角四面の議員決議みたいな出してくるのは、ちょっとおかしいなと思うんですけどどうですか。どうですか。
上滝議長	辻内議員、どうぞ。
辻内議員	質問ですから私が答えたらよろしいんでしょうか。
上滝議長	はい。

辻内議員	まず、予算執行をとめることは出来ないということは、十分に認識しております。それとあわせまして、3月に本来は私が気づき、もっと予算委員会の中でやるべきだったということも理解しておりますが、このまま自分が納得することなく進むことに私自身が納得出来ないので、この議員としての権利である検査というものを発議させていただきました。ただ、西澤議員がおっしゃられました現場の検査、現場を見るということは出来ないということは、法律で定められていることは私自身は理解しております。
上滝議長	ほかに質疑がないようですので、これで・・・・・。 ほかにありませんか。 はい、山本議員。
山本議員	反対いたします。吉野小学校の利活用というのが。
上滝議長	意見ですねで。反対は。
山本議員	あっ、意見。すみません。
上滝議長	質疑、質疑。
山本議員	あっ、質疑。ごめんなさい。
上滝議長	ほかに質疑はございませんか。 （「質疑なし」の声あり） ないということでございますので、賛否をとりたいと。 西澤議員
西澤議員	反対意見を述べたいと思います。これは3月の議会で議会決議という判断をされております。その判断は非常に重く一度可決した議案の検査は、相当な理

	由が必要と国が見解を示しております。調査理由に相当性がないと考え反対をいたします。議会の審議を経て議決事案の検査は委員会軽視となります。令和7年度一般会計予算は、町から出され、上滝議長の進行のもとで上議員が委員長を務め、予算決算委員会で上委員長の進行で、3日間にわたり一般会計予算案を含め各予算案を審査し、十分な議論が交わされ委員会で全会一致で可決承認されました。その後、予算決算委員会委員長報告として、上委員長が本会議場で、令和7年度の一般会計予算案の委員会審査の承認を報告されました。そもそも委員会は、専門的に集中審査するために設けられた場で、上委員長の進行で、3日間も議論された内容と全く異なる内容での検査は考えられなく、委員会のルールを無視し、仮に検査をしても委員会の採決は遡及しないのは承知の上で、検査権の行使は上委員長の進行に対し不適切であったと言わんばかりの審査権の行使であると考えます。今回の行使の決議は、初めて委員長職を頑張って務められた同僚議員を軽視した、極めて不適切な行動であると考えまして反対をいたします。
上滝議長	ただいま、西澤議員より反対意見を出されておりました。 次に賛成意見を求めたいと思いますが、いかがなもんでしょう。この意見に対しての賛成議員、辻内議員どうですか。あーもうあんたは賛成しとるもんな。意見としては。ほかに意見がないようですのでこれで。はい、どうぞ。 山本議員。
山本議員	5番　山本でございます。吉野小学校の利活用については、吉野町民、我々だけではなく吉野町民の方が非常に関心を持っていることでございます。それは、3月の21日に行われました予算執行だけではなく、その1,100万円だけではなく、その残置品をどのように処分するのか、どのような方法で処分するのかということも非常に関心を持っていることでございますので、この案件に関しては、委員会のほうでもう一度議論をして、その中で考えていけばいいことであるのではないかと思い反対いたします。以上でございます。

上滝議長	ほかに意見がないようですので、これで討論を終わります。 賛成意見と反対意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願い申し上げます。 起立少数です。 よって本案は否決することに決しました。 暫時休憩いたします。 再開は 11 時といたします。 （　午前 10 時 48 分　休憩　） （　午前 11 時 00 分　再開　） 再開いたします。 日程 14　一般質問に入ります。 西澤巧平議員より出されております (1)　持続可能な交通対策について (2)　土地の有効利用について の一般質問をお願い申し上げます。 西澤議員。
西澤議員	一般質問を始めます。 私がこの役場に 54 年前に就職をしたときは、そのときの町長は桝谷町長でした。そして北岡 茂町長、福井町長、北岡 篤町長、今は中井町長になっております。思い起こせば昭和 64 年 1 月 4 日、職員代表として新年のご挨拶を申し上げたことがあり、その僅か数日後に昭和の時代は終焉を告げて平成を迎え、その平成も終わり、今や時代は令和となっております。昭和、平成、令和と元号のみならず、その間の世の中の移ろいは激しく、かつ多方面にわたり、とてもこの場で論じることが出来ないものでありますが、これまでの時代や歴史にはなかった急激な動きであり、加えて今後の動きもそれ以上になると思われます。これまでの人生、寿命については 50 年と言われ続けてきましたが、気がつくと

	今は人生80年になっています。この流れでいけば、そのうちに人生100年になるでしょう。こうした長寿化に対して、社会の仕組みや制度は十分に対応しているのでしょうか。また、将来において対応し切れるのでしょうか。疑問ばかり浮かび具体的な解決が思い浮かびません。あらゆる面、産業構造や経済機構のようなものから、個人生活や教育、医療、文化などにおいても急激な変動が生じ、ある部分では利点がありますが、別の部分では大きな弊害が生じております。それらの変動は往々にして、人々を置き去りにして進んでいっているのが現状であると思います。それに対して微力ではありますが、問題意識を高く持ち、住みやすい町のために質問をしていきたいと思います。 　一問一答方式でまたお願いしたいと思います。 　中井町政も6年目に入り、町民の皆さんは、中井町長肝煎りのデマンドバスやきめ細やかなごみ収集、とっても喜んでいます。今回はデマンドバスについて質問したいと思います。 　デマンドバスは、令和4年から中井町長の肝煎りで始まりましたが、私自身は利用したことはないのですが、利用者や関係者の間からは感謝の声をよく耳にします。この事業を少しでも長く持続し発展させていくためには、その都度、いろんな改善をしていかなければならないと思います。そこで、まず1点目に、デマンドバスの事業の経費について教えてもらえますか。
上滝議長	松田課長。
松　田 協働のまち 推進課長	ご質問ありがとうございます。 　デマンドバスの経費につきましてのご説明をさせていただきます。デマンドバスは令和4年度から本格運行を始めまして、事業費につきましては、令和4年度が5,287万2,000円。令和5年度が5,534万1,000円。令和6年度が5,878万1,000円と推移をしております。以上でございます。
上滝議長	西澤議員。

西澤議員	それには役場の職員、社協とかいろんな人件費は含まれておりませんよね。ないですね。
上滝議長	松田課長。
松　　田 協働のまち 推進課長	人件費につきましては、町職員の人件費は含んでおりません。ただ、運行委託の内容で社会福祉協議会にお願いしてますんで、そちらは社協の人件費は含んでいるということになります。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	これ 5,800 万。約 6,000 万、ずっとこのままで続けていくとしたらですね、運賃 200 円もらっていても、何の足しにもなれへんかもわからんし、新しい車を買うためにそれは別に貯めていくというようなことはしたらどうかと思いますけど、200 円のままで、これずっと続けていくことがいいのかどうか。どうお考えですか。
上滝議長	松田課長。
松　　田 協働のまち 推進課長	バス利用料金につきましては、令和 4 年度で 459 万 8,000 円。令和 5 年度で 424 万 1,000 円。令和 6 年度で 430 万 6,000 円と、いずれも 400 万円台となっております。総事業費から考えますと、1 割にも満たない割合となっておりますので、事業収支としては成り立っておりませんが、高齢化が進む中で、住民生活に必要な移動手段を確保することは行政の責務でございます。限られた予算の中でありますが、必要な経費として今後も確保していく必要があると思います。また、運賃の額の変更につきましては、負担軽減という形で今のままで維持出来ないかなというふうには考えております。
上滝議長	西澤議員。

西澤議員	これ奈良交通にも何台か委託しておりますよね。吉野町の人に運転をお願いして、社協で雇とんのかね、あれの経費と奈良交通としたら倍以上ついとるように思うんですけど、吉野町にも運転できる人がいっぱいおるんで、今後はやっぱりそういう面から、経費、削減していったらどうかと思うんです。奈良交通でなけりゃ、道わからん事もないやろうし。運転の上手な人は吉野町にもいっぱいおるんで。車の整備もお願いしとるように思いますし、ちょっと調べた資料では、調査検討業務委託料とかいうて、どっかのコンサルに毎年 100 万弱のお金払うて調査してもらっているようですけど、これぐらいのことは町の職員でもできるし、僕でもできると思うんです。どんな成果品いただいているかわかりませんけど、そんなこともやっぱり改革していっていただけたらと思いますけど、どうですか。
上滝議長	松田課長。
松田 協働のまち 推進課長	総事業費の中でも運行委託料というのがいちばん大きな部分であるんですけれども、そちらにつきましては、ほぼ人件費という部分もございまして、なかなかコスト削減というのが難しい状況であります。人件費につきましても、昨今、人件費の上昇という傾向がございますので、難しい部分があるんですけれども、議員おっしゃられるようにコンサル経費とか、そういった部分で削減できるところにつきまして今後検討させていただきたいと思います。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	ぜひ検討していただきたいと思います。続けていくために必要なことだと思います。そしてまた、利用者のマナーについてもですね、やっぱり喜んでいる人をもおりますけど、当たり前のようになってきて、予約しながらドタキャンしたり、行ったら誰もいないとか。上市駅で待っとったら予約もせんと勝手に乗ってきたりとか、そんな話聞いてますけど、一部のマナーの悪い人ために、

	続けられへんようになっていったらあきませんのでね、そこら辺の指導、ごみもそうです。ごみもね、もうほんまに御所のやまとの人は吉野町の人は、ごみはいいと褒めてましたけど、一部マナーの悪い人がおって、吉野町のイメージを落とすっていうようなことあったらあかんので、その辺の町としての指導をどう考えてますか。聞いてますか、そういうことあると。
上滝議長	松田課長。
松田 協働のまち 推進課長	デマンドバスのまず運行開始に当たりまして、実証実験運行を令和3年度に実施しまして、そちらのほうで幾つかルールやお願いなどを設定しているところです。代表的な項目としましては、乗降場所以外での乗降は出来ないことや、キャンセルになった場合は連絡をくださいということ。また、予約なしに乗車することは出来ないということも含まれております。実際なかなかルールを守ってもらえない方っていうのもおられます。そういう方にはまず、受付のコールセンターの方やドライバーの方から、ルールの遵守についてご協力いただくようにお願いをさせていただいております。それでも改善されない場合は、役場のほうから直接ご連絡させていただいて、ルール遵守にご協力くださいということでお願いをしているという状況で、今、議員がおっしゃられた部分につきましても当然報告ということで受けております。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	運転手はなかなか言いにくいと思うんですよ。そんなことね。お金も払わんと行く人も中にはおるって言ってましたですけどね。200円のお金でもやっぱり感謝の気持ちで払ってもらったらいいと思うんですけど。足がちょっと痛いから今日はちょっと手前でおろしてくれとか言う人もおると思うんですけど、そんな問題と違うと思うんですよ、これは。そやから、そんな人は町民やからね、そら少しはね、そんなことあっても許せる範囲やなと思うんですけど、マナーの悪い人とか、約束の時間に待っていても来ないという、その運転手の人

	のお金発生してますから、厳しく言うて、このオンデマンドバスが事業として発展していくことをお願いしてこの質問を終わります。 続いて、3月にも質問した土地の有効利用と大きく書いてますけど、あけみどりの跡地と建設業協会でしたけど、建設業協会はもう以前にきちっと解決がされとるということをお伺いしましたんで、今日はあけみどりの跡地について、あれからどんな進展があったかお伺いしたいと思います。
上滝議長	町長にですか。
西澤議員	誰でも答えれる者が答えていただけたら。
上滝議長	はい、町長。
中井町長	自席から失礼いたします。3月議会で一般質問をいただきましたあけみどりの土地の件でございます。こちらのほうは前回の答弁でもありましたように、令和2年の6月に契約を締結しておりまして、合意後10年を経過しても用途が決まらない場合は解体することができるということで、今現在契約中でございます。その中で、3月議会でも質問いただいたように、現状をもう一度やっぱり把握せなあかんということで、私もあけみどりの施設を見てまいりました。やっぱり1階のほうに、そのときもあったんですけども、奈良県の災害用の備蓄が結構入っている。そしてもう一つは、吉野町の災害備蓄が入っている状況であります。ただこの点につきましては、契約の内容にもあるんですけれども、一時的に利用するという場合は除くというふうな形で、方向性が決まった段階で文章で契約を交わすということになってます。今、県との災害備蓄用の倉庫、そしてまた町もですね、もう一方のほうは今暮らしが入ってるんですけれども、これも町としては一時的に使用するということで、先方のあけみどりさんのほうには文書契約は交わしてません。その中で、今吉野町も県とのやりとり、そしてまた、あけみどり会とのやりとりの中で、やはり町としてまず、災害用備蓄倉庫として使う可能性が今後どれぐらいあるか。これ、もう一度県ともやっ

	ぱり協議をせなあかんかなというふうに思ってます。五條のほうもやはり防災の拠点で進んでいくとなってくると、この吉野町の位置づけというのが方向を決めていかないと、永年的にということは難しいかなと思いますんで、まず、今やらなければならないのは県との災害備蓄の方向性、そして町としての防災拠点としての位置づけ、これを本年度中に決めていきたいなというふうに思ってます。またあけみどりのほうにも、若干この間この質問をいただいてから、今その状況の中で10年という節目の契約はしてますけれども、例えば、吉野町が使用終わった段階で解体をしていただくという文言もまだ契約も結べてませんので、その辺の調整を今年度中にやっていきたいなと。ですから令和12年まで契約期間になってますんで、この辺の一時利用になるんか、永続的利用になるかによって、契約の見直しも含めてやっていきたいなというのが今の現状でございます。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	防災のほうで活用する計画があるのであれば、それはそれで進めてくれたらいいんですけど、その場その場で、この、結局、解体もしてくれないような状況になるのとちがうかという不安があるんですよ。三町村広域行政組合のほうでも、さくら宛の経営の良い悪いにかかわらず、さくら宛の備品を揃えたりするためのお金、定額で500万ずつ毎年入れるとなっとったものがまだちょっと今、滞納されとるような状況もあるのでね。これも大きいと思うんで。5,000万ぐらいかかると思うんですわ。解体、今の費用やったらね。そんなことをしておいたら、後でもめるようなことになるんじゃないかと心配をしています。その県の災害の備蓄というのは、誰が認めてどんなもん入っているのですか。誰に言うてきたんですか。県が。
上滝議長	中尾課長。
中　　尾	失礼いたします。県との防災備品につきましては、令和4年の4月に契約を

総務課長	させていただいて、あけみどりの1階部分というか、契約上は2階部分になるんですけれども、2階部分をお貸しをするということで県の防災統括室と契約をしております。具体的には食糧であったり毛布であったりっていうところの備蓄品を、現在保存をしていただいているという状況であります。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	その県の備蓄品っていうのは、吉野町に限らずですよね、県ですからね。もちろん無料で貸してるということで、もう使っていたら、あけみどりは使っているやんかというようなことになって、最後にもう補助金の適化法切れたら、もう俺知らんでというようなことになれへんのかね。今のうちにやっぱりきちっと、先ほど町長言われたように、もう一度、その契約を巻き直すとかしとかんとですね。この話持ってきたんかって県会議員の、解決しなかったらその人にも力借りやなあかんと思いますけどね、その人はあけみどりの適化法の対象になって、何千万も反則金払わんなんからどねんかしたってくれへんかいう話からですから、その人も中に入ってんから解決してもらったらええと思うんです。こんなことねえ、5,000万の解体費いうたら、吉野町の人口でいうたら、赤ちゃんから100歳までで1万円ずつですよ。僕とかやったら4万円負担せなあかんわけですやんか。せやからね、もうきちっとせんなんことはして、相手が県会議員であろうと、国会議員であろうと、何にも遠慮ないと思うんで、きちっとしたことをやっぱりしていかなあかんと思いますんで。日にちばっかり経っていきますんで、ちょっと心配やからそれだけ言うて終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続きまして、澤木久美子議員より出されております (1) 国の「地方創生伴走支援制度」について (2) ライドシェアの実証実験について の一般質問をお願いします。

	澤木議員。
澤木議員	2番　澤木久美子です。この度は一般質問の機会を賜り誠にありがとうございます。また、ケーブルテレビをご覧の町民の皆様におかれましても、日頃より町政にご関心を寄せいただき心より感謝申し上げます。 本日は、2点について質問いたします。 まずは1点目、地方創生伴走支援制度についてお伺いします。先ほど、町長からも最初に冒頭にご説明いただきましたが、本年度、国が実施する地方創生伴走支援制度に吉野町が応募し、全国180を超える応募の中から60の対象自治体の一つとして選定されました。このことが本町にとって意義深いものとなり、地域課題への新たなアプローチにつながることを期待しています。そこで、町長にお伺いします。まず、吉野町がこの制度に応募した目的や背景、そして、どのような課題を念頭に置いて支援を希望したのか、具体的な内容についてお示しください。
上滝議長	中井町長。
中井町長	澤木議員の初めての一般質問ということで、地方伴走制度についてお答えをさせていただきます。まず、対象自治体の中で60に選ばれたということでございますけれども、この制度は1年目で、まだどこの自治体も手探りの状態のところもあろうかと思います。ただ私はこの制度を最初に見たときに、国の二地域居住、そして副業、そういった制度の中で、当初のですね、これ官房長官とかこういう制度を前座にあるのは、副業的な働き方を国家公務員もしていかなあかんということで、従前からそういう制度がスタートするっていうのだけはちょっと承知していました。その中で、実際に吉野町は一昨年、2年前ですね、総務省から黒田参事が来ていただいたり、我々の今吉野町に置かれている環境の中で、当然庁舎問題もあります。そしてまた、小学校の跡地利活用、それを中心に拠点形成をしていくという、本当にまちをどうつくっていくかという大きな転換期であると。このときに、吉野町の我々の知恵・知識だけではなかな

	か厳しいところもあろう。そんなところで、この吉野町の存在意義を国のほうにやはりもう一度見てもらうきっかけにしていきたいというのは、まず根底にあります。ご承知のように奈良県というのは、当然、南北に長いわけですけれども、特にこの吉野郡を中心とするこのエリアっていうのは、人口の減少が非常に激しい、なおかつ、鉄道があるのはこの吉野町、吉野駅までであると。こういったことを考えると、国にとっても中山間地域、地方においてこの吉野町の現状をまず把握していただきながら、今吉野町が抱えている課題の優先的施策っていうのが、どういうふうな形で見られてるかっていうのが、まず根底にあったので、そういったところを、この支援対象に選定される経緯までの理由に書き述べてまいりました。そこを受けて吉野町にですね、これから進めていく過程の中で、当然、先ほど言いましたように拠点形成という部分あるんですけれども、それをしていく中でやはり、職員と一年という期間ですけれども、職員がしっかりとそういったことを、今までやってた施策を国の官僚とやりとりしながら、そこの部分というのは、やはりもう一度改善が必要じゃないかという部分も、しっかりその中で把握しながら前に進めていく。国の制度もたくさんあります。第二世代交付金とか、巻き込んでいく事業がありますんで、そういった制度が、どういうふうなときに活用できるんであろうかとかいうふうな、新しい制度の支援助言もやっぱりいただきたいなということが一つ、この根底にもあります。今、吉野町が抱えている、例えば課題の中でどういった制度を、支援制度を立案していくべきなのかといったところも、国やまた県との連携の中で支援制度を確立していくというところも、この伴走支援制度、特にチームをつくっていただいてるんで、そういった方々の知恵、助言をいただきたいということが根底にあります。一年という期間ですので、当然、後でまた詳細については担当課長からもあろうかと思いますけれども、聞いていただいたらいいかと思いますけれども、来年度、次年度以降にどういうふうなこのつながりを継続できるかっていうのも大きいかなというふうに思います。国とのこういうやりとりっていうのは、当然、来ていただける制度ですんで一年しか来ていただけないですけれども、やはりこの一年の中でしっかりとその省庁をまたいだ、当然、来ていただく方はもちろんですけれども、そういった官僚の

	方々ともネットワークをつくっていただいて、翌年度以降もその支援制度につながるようにという思いの中で今進めているのが現状であります。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	ありがとうございます。引き続きです。では、現在の進捗状況、それから実際に支援がどのように進められる予定なのか、今後のスケジュールについて、担当課長から可能な範囲でお答えいただきましたら。お願いします。
戸毛庁舎・拠点整備推進室長	失礼いたします。ただいま地方創生伴走支援制度の現状といいますか、それから今後どのように進めていくような予定であるかというようなご質問かと思います。まず、簡単に経緯を申し上げますと、2月に吉野町のほうで応募をさせていただきまして、4月の中旬にまず3名の方、先ほど町長からもありましたように、国交省、それから内閣府、それから国税庁と、それぞれ課長補佐級、課長級の方がそれぞれお越しいただくという中で、まず、1回目、令和7年の4月30日に一度Web形式でそれぞれ顔合わせも兼ねまして、と同時に、先ほど町長言いましたように、今後、吉野町がまちづくりを進めていく上で、どのようなところにポイントを置くかというようなことのテーマをまず共有しましょうという形で、Web会議を約1時間程度開催させいただきました。特に、庁舎の問題であったりとか、それから先ほど町長からもありましたように、拠点を形成していくというような中で、吉野町の現状と課題等を含めまして、そこで一旦、まちづくりを大きな課題としながら進めていきたいというあたりで一旦、テーマを共有するというようなことを踏まえました。それから、先ほどの行政報告にもありましたけども、5月の21日に、町長が東京の方に出張されました折に、3名の方と面談をいただきまして、改めて本町の課題も含めた町長のお考え方をまず述べていただいたと。そのようなところで課題を認識するということを踏まえまして、5月の28日に今度またWeb会議のほうで、これは向こう、国の伴走支援の方からのリクエストもございまして、本町が進めてきた今までの施策について、我々はどう考えているのかということを踏まえながら、我々

	はどのように課題を捉えていると。それを踏まえて、国の方々がそれをどういうふうに今見えているかというなことの意見交換会というのを1時間させいただきました。それを踏まえまして、6月の19日から20日にかけて、初めてにはなりますが、本町を訪問していただくことになっております。なお、この2日間につきましては、1日目は本町の拠点となるような地域の特性をご説明させていただいた上で、2日目については町内全域を、それぞれ特に拠点になるであろう候補の部分であるとか、また地域の特性を知っていただく上で、町内全域を視察を兼ねて進めてまいるというようなところで、そこから先ほど町長申しましたように、どういうような方向で進んでいくかという辺りを、改めてお互い再確認をしながら、今後、月1程度でWeb会議、それから今の予定では、8月、それから10月、1月あたり、あと3回は吉野町にご訪問いただけるような形で、日程調整を進めてまいりたいというようなことで、できるだけ次年度の予算編成もそうでありますけども、今後のまちづくりの方向性について、庁舎整備も絡んでまいりますし、吉小の話もございますので、それを踏まえて指導助言をいただきながら、国の制度等もいろいろ教えていただきながら進めてまいりたいというような考えでございます。以上でございます。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	この制度についてですが、国の説明では、各省庁の本省職員がこれまでの職務経験を生かし、副業的に地方創生に携わるというふうに聞いていますけれども、副業的っていうところが、どれほど時間も、多分本省職員さんたちも非常に多忙かと思いますが、どの程度関わっていただけるのかとかですね、今お聞きしたように月1Web会議が1時間程度でしょうか。この吉野町に来ていただけるのも、年に4回でしたかとお聞きしてますが、それも1回につき1泊2日程度ということと、今、ご説明では認識しましたけれども、時間のない中、それから、多分吉野町のことを今まで全く知らない方たちだと思うんですけれども、どのようにこの町の課題を理解していただくのか、かなり難しい問題だと思います。私もこの町に来てから五、六年、始めてきてからやっと八年目になりま

	したけれども、正直、やっとわかってきたところです。まだまだわからないこともありますが、わかってきたからこそ、この会もこのように発言させていただける立場にもなりましたけれども、１年、それも今から６月も既に６月ですし、１月まで実質２月ぐらいまでだと思いますので、動ける期間ってほぼ実質あと８か月程度。その中で、どのような問題を伝えながら、何かしらのやっぱり得るものがなければいけないと思いますけれども、具体的にどのような工夫をされるおつもりなのかお聞かせいただけますか。
上滝議長	それは誰に。
澤木議員	では町長に。
上滝議長	町長。
中井町長	自席から失礼いたします。この制度は国がつくった制度であります。財源についても、出張等々、全部、全て国の費用でやっていただけます。その中で、吉野町がどういうふうにこの制度を活用し、今後につなげるかっていうことがいちばん大きなポイントかなというふうに思ってます。おっしゃるように、副業的にっていう形であれば、最初、先ほどの答弁にもあったんですけど、月の半分ぐらいですね、ここに入りながら、半分を東京でっていうのが、もともとイメージとしては持ってたところはあります。ただ、この制度がスタートする中で、なかなかやはりそれぞれの手挙げ方式ですんで、結局、その省庁から選ばれて行ってくれというんじゃなくて、本人自身が手を挙げて、この吉野町を選んでいただいてるっていうのがまず大きなポイントかなというふうに思ってます。これどこの地域も多分そういうふうに聞いております。だからこそ、できる限り私は直接行かしていただいて、そういった現状を伝えるっていうこともやらせていただいてます。なおかつ、今までの進んでたやつを全部データ的にオンラインも含めて、職員のほうから向こうとやりとりする。その中で当然、国の施策でやってきたこと、そして今まで経験された、例えば、都道府県でや

	られた方もおられますし、今の交通バスのことも現実的に情報収集しながらやられてる方もおられます。ですから、恐らく全部とはなかなかこの１年の中で、難しいとは思いますけれども、より、やはり我々が見る視点と、やはり日本という国が、今地方がやはり過疎で苦しんでいる。どういったところに制度支援をしていくと、やはり吉野町から、やはり全国的な中山間地域を支えるかというふうな、国としても制度は、やっぱり一律に全部、今制度をつくってますけれども、やはり中山間地域の制度と、逆に言うたら都市部の制度、こういった制度設計もやっぱ変えていかなあかんというのが、今の時期ではないかなというふうに思ってますんで、できる限り吉野町のみならず、この吉野郡全体の課題も含めて、直接伝えるものは伝えますし、担当職員が今置かれてる町民さんの声を含めて、伝えるということをやっていきたいなというふうに思ってます。あとは、ちょっと限られるんで、関係団体ですね、地域の自治協とかいうところも、少しそういう課題が出たときには直接お会いしていただく、逆に話をさせていただく機会も持っていきたいなというふうに思ってます。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	私がその派遣されるものとして、今お聞きしている内容を聞いたら余りにも広範囲過ぎて、じゃ何をすればいいのですかってなってしまう気がします。せっかくの機会ではあるものの、心配するのはそういう方たちを迎え入れるための準備に追われて、本来の業務より以上に担当の方たちが忙しくなってしまい、結果として得られるものが余りなかったね、で終わらせてはいけないと思うので、できるだけ、本来、そういう国から来ていただく方たちの力をお借りしたいのはここなんやというのをちゃんと絞ってですね問題を、その準備は必要ではないかと思いますし、ぜひ、有効にこの制度が利用できることを期待して、一つ目の質問を終わら終わらせていただきます。 引き続き二つ目でよろしいですか。
上滝議長	はい、どうぞ。

澤木議員	では、次の質問に移らせていただきます。 今年度吉野町で実施が予定されていますライドシェアの実証実験について、改めてその目的について、申し訳ないです何度もお聞きしてるかもしれませんが、町長のお考えをお聞かせください。
上滝議長	町長。
中井町長	ライドシェアの目的でございます。これは、令和7年度の施政方針において、地域交通については、住み続けることができる持続可能な地域交通、先ほど西澤議員からも持続可能な地域交通という話もありましたけれども、これが根底にあります。だからこそ、地域交通というのは今デマンドでやってますけども、これで満足度がですね、ちょっとさっきも分析ありましたけれども、やはり対象者的には660人、700人弱ですか、利用されてる方がおられますけれども、それと費用との効果も含めて、今のこのデマンド運行が、やはりそれで終わりではないと、やはりもっと満足度を上げていくための進化をさせていかなあかんというのが、施政方針もそうですし、私の2期目の公約の中にも入ってます。だからこそ、今のデマンドから、どんな手法の運行がより満足度が高められて、町民の皆さん方にとって、先ほども言うように、満足度が上がって持続可能になるかということを模索するための一つとして、このライドシェアというのを位置づけてます。なおかつ、吉野町の場合は、今のデマンド運行の課題が区域外に出ていく、これ通院とか病院、そして買物、こういったところがデマンド運行の限界があります。その中で、道路運送法の運行改正が昨年あって、この共助版、そしてまた自治体ライドシェア、公共ライドシェアですね、いうふうな形でですね、日本版ライドシェア、この三つの形式があって、その手法にどこに、やはり我々の地域がいちばん持続可能になるかということを、やはり実証実験を含めながら確立していくという中で、このライドシェア実証試験の、今、今年度やっていこうという位置づけになっております。

上滝議長	澤木議員。
澤木議員	その三つのタイプ、ライドシェアの中にあるというお話の中から、今年の実証実験で共助版を選択されているとお聞きしました。それをなぜ選択されたのか、その背景や理由を町としてどのように考えられておられるのか、続けてお答えいただけたらと思います。
上滝議長	町長。
中井町長	三つの運行があります。今デマンドでやってる運行は公共ライドシェアです。これはあくまで社会福祉協議会に委託しながら、もしくは奈良交通、また、宮滝タクシーさんに委託しながらの公共ライドシェアです。ただこの公共ライドシェアっていうのが、先ほどちょっと私言いましたけれども、区域外に出ていくときに、隣の地域公共交通協議会の許可まで言いませんけども、協議をしていかなあかんと。これはやはり乗り入れていくときに、大きな今まで壁があるというか、なかなかこうスムーズにいかない部分があります。今の制度の中ではね。そういったこともあって、やはりそのニーズがですね、当然南奈良というニーズもあるんですけれども、やはり吉野町って結構6か町村広うございます。中竜門地区であれば、例えば、宇陀のほうであったり、我々、龍門であったら桜井とかですね、そういった区域外への運行もやはりつかめないところがあるんですね。その中で、やはり我々は、今、話したようにつかめない部分をどういうふうにつかんでいくか。これは行政だけの力では限界があるなと。先ほど言いましたように5,600万、本年度に関しては8,000万とかですね、だんだんこう運行費が上がってくる。それをやはり、より持続可能にするために、今、行政と地域住民、共助というのは、地域の人たちも一緒になって我が事として、この交通に関して考えていくという機会を今つくらないと、もう今後の先の持続可能な運行というのはなかなか厳しいんではないのかなっていうのが、今我々の考えであります。国土交通省も国もそうですけども、交通空白を解消していこうという形で、令和7年、8年、9年、これ集中期間をつくってま

	す。集中期間の中で今の共助版ライドシェア、公共ライドシェア、そして日本版ライドシェア、日本版ライドシェアというのはタクシー事業者が頭になって、そこに一般のドライバーが副業的に入れると。単価的にはなかなかタクシー業界とあんまり変わらないんですけれども、この日本版ライドシェアっていうのは、やはり吉野町みたいなところであると、タクシー業界が少ない、いないのでなかなかこう現実的には現実味ではないと。今やってる公共ライドシェア、自治体ライドシェアと言いますけれども、今の運行でもやはりちょっと限界に来ている。その中で、もう一度ニーズをつかむために、登録無許可のですね、地域団体、簡易にできる共助版ライドシェアで一旦やはり我が事としてこの地域交通を考えてもらえる、そういった支えれる地域団体がどれぐらいあるかも含めて、この共助版ライドシェアを今、今年中にやっていくというのが今の吉野町の現状であります。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	共助版ライドシェアというのはですね、本来でしたら住民の自発的、共助の活動から始まると思うんですが、そのような点については、何かしら想定根拠をお持ちなのか、それともやってみないとわからないっていう話なのか。少なくとも今回、実証実験をやるにあたり、どこか主体になる団体が必要になると思うんですけれども、その辺りについては何か想定を持っていらっしゃるのでしょうか。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	失礼いたします。ご質問ありがとうございます。今のご質問の内容なんですが、まず、共助版のライドシェア。まず、ライドシェアとは何なのかっていうこと自体が行政でもそうですし、一般の住民の方でもご理解していただけないというところがあります。ですので、まず、今、当町の交通移動に関する課題というのは先ほども言ったように、行政区域内から出れないっていうところが

	あります。また、西澤議員からも発言があったように、燃料の高騰であったり人件費の高騰がありますので、今のデマンドバスの運行を拡大していくのもなかなか厳しいという現状もありまして、それと道路運送法上、やはりその許可等が要するので、共助版ライドシェア、ライドシェアに関しては、許可等は発生しないというところがメリットであります。ですので、要は許可を取る必要がないので、吉野町行政区域以外も自ら出ることができるっていうところがメリットであります。要は共助版ライドシェアというのは、地域の困り事を共通する困り事を自分たちで解決していくという制度でございますので、困り事、例えば塾の送迎であったり、病院の通院であったり買物が、その地域で困り事の仲間を集めて、その仲間で共助版ライドシェアとして運行していただくという制度になりますので、ですから、その団体をまずは発掘するっていうところが今の作業になってくるのかなと思ってます。ですので、まずは、そのライドシェアとは何なのかというのを住民さんに周知説明して、そこで募集をかけて、議論なりを進めていって実証実験運行をしたいというふうに考えております。以上でございます。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	今の皆さんのご説明の中になかったのですが、町長の所信表明の中にこの公共交通について、住み続けることができる持続可能な地域交通を目指し、昼間の日常生活を支える地域住民による共助版ライドシェア、夜間のにぎわい創出につながる共助版ライドシェアの実証試験運行を支援しますと書かれています。今、触れていらっしゃったのは、町外へ出るのに困っている町民さんの共助を考えるとおっしゃってましたが、この夜間のにぎわい創出につながる共助版ライドシェアに関しては、どのようにお考えか町長にお伺いします。
上滝議長	中井町長。
中井町長	夜間に関しての共助版ライドシェア、これもいわゆる手上げ方式でやってい

	こうかなというふうに思ってます。これ、昼と夜ですね、当然、福祉面と経済を活性化する楽しみにつながる。これ全然、私もこのライドシェアのみならず、地域運行をですね、全国の国土交通省の道路運輸局局長初め、この全国ライドシェア自治体連絡協議会というのは加盟してるんですけど163自治体あります。それぞれの地域でやはり実情が違うと。そんなことも吸収しながら、昼と夜をどういうふうに地域の中で実証実験していくかっていうのを、我々も研究しながら、この令和7年になったわけなんですけれども。もともと令和6年度において、この夜のにぎわいということで、静岡県の河津町というところが、これは商工会と実際に議員さんが中心なって、これ共助ですから、もう登録不許可ですから、一緒になって夜を盛り上げていきたいと、実証運行するということで、河津ザクライドっていうのをされました。これがすごく我々の中でも、別にそんなお金も要らないし、ほとんどボランティアの中で実証運行していくという形で、令和7年度に向けて、少しそういうふうな実証が出来ないのかなということで、吉野町の商工会の会長にも相談させていただきながら、たった3日間だけれども吉野ザクライドという形で、イメージをつくってもらうような実証運行していただきました。これはやはり1回やらないとドライバーがどういうふうな予約制になっていくかとか、逆にお客さんがおるのかどうかというのが全くつかめない中で、一回イメージづくりをしてくれないかなということもあって、商工会の、逆に言うと会の方の有志ですね、ボランティアでそれを3日間していただきました。私も何回か使わせていただいて、イメージは何となくわかりました。ただ、これを令和7年度において、ビジターズビューローになるのかまた商工会になるのか、吉野町を盛り上げる夜の決死隊ですよね、そういうふうな、活動団体が一つになって何か手を挙げてくれたらですね、やはりそういうふうな吉野町の夜のニーズをつかめるんではないのかなっていうのを、昼と夜という形で今考えてます。これはおっしゃるように、私もそのザクライドをちょっと見させてもらったときですけども、やはり、これ2通りあって使う側の方のこの事業協力、それは元よりも、やっぱり飲食店、夜営業してる店がやっぱり少ないんで、やはり夜の飲食店をやって少しでも地域コミュニティーを生み出していきたいとか、経済につなげていきたいという、こうい

	った方々の協議会みたいのをつくらないと、やはりうまいことといかんなというのありました。ただ、3月のときも、やはり今まで夜やってみたかったけども、1回ちょっと試しでそういうふうなのをやってみると。これは別に公共ライドシェア、共助版のライドシェア関係なしに2日間やっていただいとこもあります。 ですから、やはりそういうふうな自発的に、そういう飲食店の方々がチームをつくってやっていただきながら、そしてまた町民の皆さん方も、いや今までやったら夜、飲みに行ったとこあったけどなくなって、でも、やはり少しでも、そういうところあったら制度を活用して、会費運営みたいな形でも出来ないかなというのを、今年度実証実験で模索していくことが、今考えているところであります。
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	質問の時間がもう限られますので終わりますが、今、お聞きしていると住民からの自発的なという意味でも、また事業者さんからの協働していく体制を整えるにしても、まだ何も出来ていない段階だと思います。町民のニーズを確認するにも当たり、そしてそういう共助的なグループをつくるにも当たり、まだまだ検討の時間も、そして、その体制を整えるのに必要な時間もかかると思いますので、今年度中にライドシェアの実証実験をするというのに非常に私は無理を感じていますし、昨年の例もあります。昨年の実証実験も、残念ながら余りいい結果は見えていなかったと思いますので、余り焦らずですね、せっかくの機会を無駄にしないように、それに対して職員さんもかなりこれから苦労しなきゃいけないと思うんですが、せっかくの職員さんの能力やエネルギーに時間を大切に使っていただきたいと思いますので、ぜひ、意味のある実証実験が行われるように、場合によっては今年度無理であれば来年に見送るなど、十分にご検討いただきたいと思います。今日はご質問させていただきありがとうございました。以上の2点について私からの質問を終わらせていただきます。

上滝議長	ご苦労さんでございました。 休憩に入りたいと思います。 再開は13時といたします。午後1時でございます。 よろしくお願いを申し上げ、休憩に入りたいと思います。 （　午前 11時51分　休憩　） （　午後 1時00分　再開　） 再開いたします。 続いて、辻内正誠議員より出されております (1) 障がい者福祉サービスと介護保険サービスに関して の一般質問をお願いします。 辻内議員。
辻内議員	4番、辻内でございます。一般質問をさせていただきます。 今回は、障がい者福祉サービスと介護保険サービスに関して質問させていただきます。あらかじめ二つのことを説明しておきます。一つは、私は吉野町あるいは長寿福祉課が駄目だというつもりは全くございません。実はこの質問というか課題は、町長が奈良県や国に向かって発信していただきたいという思いがあるということでございます。このことも踏まえて、奈良県から来ていただいている副町長にも考えていただけたらと思います。もう一つ、私の今回の質問にたくさん出てくる措置という言葉の説明をしておきます。措置の漢字ですが、措はてへんに昔、置は物を机の上に置くの置くという漢字です。いわゆる大災害のときに、総理大臣がその地域に対して特別な措置をとるという場合に書かれてある措置でございます。これは対象となりたい人が自分で決めることは出来ません。国や県、自治体、つまり吉野町が審査をして、吉野町の場合は町長の決定のもとに受けることのできるサポートでございます。質問に関しま

	しては一問一答でお願いいたします。 まず、住民の多くの皆様がご存知のように介護保険制度というものがあります。これは今から25年前の西暦2000年に始まった制度です。制度を簡単に言うと、40歳以上の方が介護保険料というものを支払い、大きな財布にお金をためています。そのお金を介護、あるいは支援ということで必要になった方が使える制度です。この制度ができるまでは、介護も措置しか制度がなく、今の要支援や要介護はそのほとんどが家族内で行われていました。事実、私の祖母は40数年前にがんで亡くなりましたが、亡くなる手前の3年間、寝たきりのときは、私の母親が1人自宅で介護をしておりました。介護保険制度が始まる25年前以前は、介護を誰がどれぐらいするかの差こそあれ、どの家庭もほぼ同じだったと思います。そういう家族がいない方、あるいは何らかの特別な理由がある方が、吉野町の決定により措置という仕組みで介護施設に入っておられました。これが介護保険ができるまでの仕組みでございます。担当課長にお尋ねいたします。ここまでの介護保険に関する私の理解の間違いや理解不足がありましたら、時間の都合で簡単にお願いいたします。なければないで結構です。
上滝議長	はい、どうぞ。
森井長寿福祉課長	失礼いたします。ただいま介護保険制度について、辻内議員のほうからお話していただきましたけれども、介護保険制度は平成12年にスタートした制度であります。それまではおっしゃっていただいておりますように、町がその方の利用されるサービスを決定して利用していただくという、措置制度に基づく制度でありました。おっしゃっていただいていることに関しまして相違はありません。以上になります。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	はい、ありがとうございます。 それでは本題であります障がい者の措置制度の話に入っていきます。障がい

	者を対象とした措置とは、いろいろな調査、審査の後に、町長がその対象者に対して、町長の判断により、必要な施設への入所等を町がサポートする仕組みであると理解していただけたらと思います。但し、町のサポートは、町の一般財源からの支出であり、翌年、もしくは翌々年かもわかりませんが、地方交付税交付金により戻ってくるものであると理解しております。担当課長にお尋ねいたします。今の障がい者への措置に関する私の理解、間違いや不足の部分があれば簡単にまたお願いいたします。
上滝議長	担当課長。
森井長寿福祉課長	障害福祉制度に関しましてもただいまご説明いただきましたように、以前は、措置制度に基づく制度で町が利用していただくサービスを決定しておりました。しかし、2012 年から障害者総合支援法という制度が出来てまいりまして、障がい者の個人の人権を尊重して在宅で、その方の思いを尊重しながら生活していただくという制度に変わってまいりました。以上です。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。ちょっと疑問が残るんですけども取りあえず前へ進みます。なぜ今回、私がこの話題を取り上げるのかという理由を二つ申し上げます。一つは私の知ってる方で、障がい者への措置制度を適用出来ないかと私自身が勉強していること。本人の許可を得ていますので話しますが、目がほとんど見えないひとり暮らしの 70 歳代の方です。二つ目です。皆様実感しておられますように、30 年前の 75 歳と今の 75 歳の方の健康状態といいますか、若さは全く違います。この事実を踏まえた際に、多くの方が今思っている介護状態になる前に、障がいを持つことになる方が多数出てくる可能性が否定出来ません。介護保険ではカバー出来ない障がいを持った方が、国レベルでは大きな人数になりうる可能性があるのではないかと危惧しております。吉野町は、日本の平均年齢より高齢化が五年程度早く進んでいる自治体でありますので、日本

	で最初に、老化より障がいを持つことになる自治体の一つではないかと想像するからであります。障がい者には、介護保険制度のようなものはありません。先ほど課長から説明がありましたように、全て障害者基本法を主軸として、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法など10個の法律があり、支援は吉野町の場合、あるいは多くの自治体は支援金というものであり、吉野町の予算書を見る限り障がい者への措置という項目はございません。そこで質問です。先ほど課長からも一言ございましたけれども、なぜ障害者福祉予算に措置がないのか。あるいはなぜ、ここに私が持っております吉野町第３次障がい者基本計画、令和５年３月に10年計画ですけども、一言も措置という言葉が出てこないのか。措置というものは少なくでも法律には出てきます。それがなぜ吉野町には出てこないのか、その辺りの説明をお願いいたします。
上滝議長	担当課長。
森井長寿福祉課長	失礼いたします。障がい者基本計画に確かに措置という文言がございません。その理由としましては、障害者総合支援法に基づいて障がい者基本計画というのは策定しておりますが、この計画といいますのが、地域で安心して生活を営むことを前提として計画したものでありますので、措置という文言は出てきません。しかしながら、障がいをお持ちの方であっても措置が必要な状況である場合は、老人福祉法に定める措置の対応は行うことになります。障がい者の方の場合は、緊急時の一時的受入れ先としまして、南和地域で五つの障害事業所と受入れ協定を結んでおりますので、そちらの事業所に措置を決定して受入れをお願いすることになります。
上滝議長	はい、辻内議員。
辻内議員	老人福祉法の措置というものは私もそれなりに理解してるつもりですけども、具体的に例を示して、今の吉野町がどういう対応になっていくのか、あるいは日本の課題というものを示させていただきます。私は今63歳、これ事実で

	す。一軒家でひとり暮らしです。子どもは二人いますが独立していて私との同居などを考えておりませんし、金銭的余裕もございません。ここからは仮定です。私は40歳のときに左目が見えなくなりました。右目だけで生活をしてきましたが、60歳を超えて右目もだんだん見えなくなってきました。10年たちました。私は73歳になりました。右目もほとんど見えなくなって、この部屋の暗さでは上滝議長がおられることがわかりますが、上滝議長の顔や着ている服の色はわかりません。吉野町の広報の文字など全く読めません。収入は国民年金だけです。家の中は経験から歩くことができます。トイレも行けます、洗濯も何とか出できます。食事は生協に菓子パンやカップラーメンや缶詰など、調理しなくてよいものを1週間ごとに注文しております。目が見えませんので、配達に来てくださってる方にその場でマーキングしてもらっています。そんな私の生活状況を見て、横浜や東京の墨田区に住んでる私の子どもが調べました。お父ちゃんの目の状態は、横浜や東京の墨田区なら目の不自由な人が入れる施設があって、そこに入所するための措置という仕組みがあって、役場に言えば手続を進めてくれるで。同じ日本やから吉野町にも同じ仕組みがあるでしょう。調べてみたら、そもそも目の見えない方の施設が日本に最初に出来たのは奈良県の高取町やで。そこで、73歳の私は長寿福祉課に相談いたしました。その場合、吉野町はどういう対応になりますか。課長お教え願います。
上滝議長	はい、森井課長。
森井長寿福祉課長	失礼いたします。まず、措置制度についてご説明をしたいと思うんですけれども、措置制度に関しましては、老人福祉法に基づく制度になります。必要に応じて、おおむね65歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により、自宅での生活が困難になった高齢者を養護老人ホームと呼ばれる施設に入っていただくことで、市町村が権限を行使して措置をするという制度になります。養護老人ホームに関する入所に関しましては、老人福祉法第11条で規定、入所の要件がしっかりと規定されております。まず一つは環境上の状況というものがあります。家族や住居の状況など、現在置かれている環境のもとでは、在宅での生

	活が困難な方、例えば、認知症がおありであったり、セルフネグレクトと呼ばれる精神的社会的背景から、自身のことが出来なくなっておられる方、虐待を受けておられる方などが対象になってまいります。もう一つは経済的事情になります。生活保護世帯であったりとか、生計の中心者が市町村民税非課税といった条件がありまして、この環境上の状況と経済的事情、このいずれもに該当される方が措置という判断を行いまして、その方の生活や生命の安全を守るといった措置を、市町村長の判断で講じなければならないというふうにされております。私たちは措置の判断をさせていただく前に、まずその方の状況をしっかりと把握させていただく必要があります。職員が自宅に訪問させていただいて、その方の身体的状況、あと住環境、家族状況全て把握させていただいた上で、その方が 65 歳以上の方であれば、まず、介護保険施設に入っていただける状況なのかどうか、在宅で在宅のサービスを受けて生活していただける状況なのかどうか。障がいをお持ちの方であれば、障がい者の施設で生活していただける状況なのか、障がい者福祉サービスを在宅で使って生活していただける状況なのであるかどうか、その辺りを全て判断した上で、先ほど質問していただいております老人福祉法による措置っていうのは、権限の行使を決定するという流れになります。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	今課長から話がありましたように、障害者総合支援法第 7 条には、介護保険サービスと同じようにヘルパーさんに来ていただいて、ヘルパーさんに手伝ってもらうことにより、自宅で生活する場合は介護保険サービスが優先されると、このようにありますので、課長の回答そのものと理解しますが、これ、介護保険が適用されないとこういう判断になったらどうなるんですか。そういうことはあり得ないんですか。私目が見えません。それで元気です。テレビもわかります、ニュースもわかります。今、トランプ関税というものが世間を騒がしてることも全部わかります。何時か、何日か全部わかります。認知ありません。この場合はどうなるんですか。絶対に介護保険の適用を受けれるんですか。

上滝議長	はい、森井課長。
森井長寿福祉課長	介護保険制度の適用に関しましては、介護保険法に基づいて進めていくことになります。介護保険の利用に関しては、介護保険の認定調査というものをまず受けていただいて、それによって介護度が決まってまいります。その介護度の区分によりまして、利用していただけるサービスが決まってまいります。サービスを利用していただくに当たりましては、ケアマネージャーと呼ばれる職種の職員が、その方の状況を把握して、その方の生活のプランを考えて利用していただくといった流れになります。その調査票に基づいて介護認定を行いますので、その方の状況によっては、もちろん介護度が必ずしも出るといったことではなくて非該当となる状況もございます。介護保険制度が非該当となった場合、その方が障がいをお持ちの方であれば、続いて障がいの職員がその方のご家庭を訪問して、障がいの認定調査というものを行うといった流れになってまいります。あくまで最終的なその措置制度の判断といいますのは、老人福祉法における環境上の状況と経済的な状況を総合的に判断して決定して、市町村の権限で行使するものになりますので、そういった制度の優先順位でありますとか、手順を踏んで決定していくということになります。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	今、森井課長がおっしゃったのは全くそのとおりであると、このように理解するんですね。結局、私全く目がほとんど見えない。今ここに上滝議長がおられることは分かるけども、顔もわからないような状態でも元気であると介護保険の適用にならないかもしれない。それから、ほとんど視力がない状態ですけども、この人大体一軒家に住んでるやないの。家でどないかしなさいよ。食べてるのは、毎日菓子パンとカップヌードルかカップ麺かもわからんけどもっていうようなこと続けなあかんと。この可能性がないとは言えない。今の説明だと。ぐるぐる回りですわ。結局。こっちはこっち、こっちはこっちということ

	でですね、最終的に課題を話しさせていただきたい。最初に森井課長がおっしゃったように、この第3次障がい者基本計画、あるいは日本の障がい者の基本計画というものは、多くの考え方が自立とか社会参加など、子どものときから、あるいは生まれたときから、あるいは若くして、そういうことが前提になっているように私は感じています。ところがですね、今、私73歳だという前提です。視力以外は元気なんですけども、今からもう、サラリーマン人生40何年間終わってきた私が今から就労の訓練しますか。今から私に就業とか自立しろと言われても73歳の私ぴんときませんよ。もう残された人生は短いんです。私の望みは、障がい者専門の施設に入って、安全にご飯を食べて、同じ障がいを持つ方と話しながら暮らしていきたい。健康で長生きしたい。今の吉野町は理解が難しいけども、私の持ってる個人的感想を言います。結果的に、障がいのある方が年をとって年のほうが勝っていくから、障がいよりも加齢等によって要介護度が増えていく。結果的に要介護3になる、いわゆる寝たきり状態に近くなったら、介護保険によって特別養護老人ホームに入れるようになる。そのことを待っているんじゃないかと。こういうふうに思えるわけです。私は。言葉はきれいですよ。言葉は、自分の家でできるだけ長く、近所の人とと言いながら、実際に起こってるのはそういうこと。それから視覚障害者の施設に行って私は話を聞いてきました。事務長の話ですけども、これは事務長の感覚です。財政が豊かというか、大きな市のほうが自治体の措置によって入所している人が多い。事実、この施設は奈良県にありながら、入所者の70%は大阪府と京都府の人である。これ町ではありません。国としての課題もございます。措置に関する国の負担分が地方交付税交付金に含まれて戻ってきます。結果、障がい者の金額というものははっきり国から示されません。一般財源が厳しい自治体の中で、障がい者に使われるべきお金が別の事業に回ってる、この可能性もないとは言いません。これは多くの大学の先生が、この日本の障がい者の問題で論文で述べられていることです。最後に偶然ですけども、先日、私の2歳年下の自営業の方が、目がだんだん不自由になっていって困っているということを知りました。今は仕事ができて自分の家で仕事をしていますが、遠近がわかりにくくなってきてます。最低週に1回は眼科に行って治療してるということです。

	健診じゃないですよ。治療してもらってるんですよ。毎週。そして森井課長には、私が先に例に挙げた70歳代の方の氏名はわかっておるられると思いますが、吉野町には、この私が今言った私より年下の自営業の人のように、目だけを見ても、潜在的に今後10年間でかなり目が不自由になる方がおられるだろうということは知っておいていただきたいと思います。 まとめに入ります。まず副町長にお尋ねします。県から来られてますので、障がい者への措置制度の適用、全国や奈良県と吉野町の対応を比較してお話したいただきたいんですが、通告書に十分なことを書いておりませんので、ご存じの範囲であるいは、感じたことをお話しいただければ幸いでございます。
上滝議長	副町長。
永井副町長	一般的な話になるかもわかりませんが、老人福祉、あるいは、障がい者福祉に関しましては、これは国のほうで一律に制度を考えられて、各都道府県あるいは市町村が運用しているものでございます。その際、我々、福祉に携わる行政職員としていちばん大事なのは、そのサービスを受けられる方が、どういうことをお望みなのかということをまずいちばん最大に尊重し、それから我々職員が温かい心を持ってその方に接することかと思います。一方で、そういう国の制度、一律の制度になっておりますので、法令の規定あるいは、国から示された基準を逸脱するようなことは出来ないというふうになっておりますので、そういった枠組みの中で、いかに我々が、福祉サービスを必要とされる方に寄り添えるかっていうのが、いちばんの大事なポイントかというふうに考えております。以上でございます。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。最後に町長にお尋ねいたします。誰一人取り残さない吉野町を標榜する町長から見て、今の吉野町の対応を見てといいますか、この一般質問の中だけですけれどもどういうふうに思われますか。今回初めて話

	題に出たようなことですので、余り深く勉強されておられない点かもしれません。その辺りも含めてで結構でございます。ご自身の今時点での思いを述べていただければ幸いでございます。お願いいたします。
上滝議長	中井町長。
中井町長	辻内議員の質問に対して今の現状ということで、少しお話を、思いといいますかお答えをさせていただきたいと思います。いろいろ縷々、担当課長そしてまた、辻内議員の質問の内容から今回の措置制度というのは、やはり吉野町においては高齢化が進んでます。おっしゃるとおり、やはり、今 54.7%。そして 5 年後には 56.7%。そして団塊ジュニアが 65 歳以上になるときには 59.7%が予測されています。おっしゃるように高齢化を待って、そちらに制度を持っていくという前に、おっしゃるように現役世代もそういう障がいでおられる方、人口は少ないけれどもやはり、そういう方がおられるというのも事実であろうかなというふうに思います。先ほど副町長からありましたように、こういった制度には、当然やっぱり隙間があると思うんですね。その制度に乗りながらやって、サポートできる人と、やはりその前のような隙間の部分ですね、ここを今担当課長も含めてですけど、我々がもう一度そういった方々が、対象になる方がどれぐらいおられるのか。そして、国の制度であったり県の制度を含めて、その隙間を埋めていくようなものがあれば、今また国とか県とか、そういう政府要望等々もございます。そういったことを、町から、現場から発信していくのが我々の役目かなというふうに思ってますんで、誰一人取り残さない吉野町のためには、やはりきめ細かな、そういった情報をキャッチしていくということも、非常に大事かなというふうに思っております。
上滝議長	辻内議員
辻内議員	ありがとうございます。最後にまとめを申し上げておきます。今、副町長から枠組みの中でと、法律の枠組みの中でという話がございました。町長からは

	できる限りニーズをつかむようにという話がございました。森井課長からは、いろんな法律の説明がございました。私が最後に申し上げます。厚生労働省が出しております、身体障害者福祉法第2節、第18条、第4章、措置についてというページがございまして、身障法に基づく措置、この中に、施設入所等の措置という言葉がちゃんと出ております。施設入所するには条件が必要です。しかし、その条件を厳しく厳しく見れば見るほど入ることは出来ません。入りたくても入ることは出来ません。緩くしろと言ってるわけではありません。当然一般財源を傷めるという言葉はおかしいですけども、一般財源の中からお金を出していかなければならないということもわかってます。そういうこともわかっていながらですけども、そういう何ていうか今までと時代は変わるんです。人間の人生そのものが変わってきている、人生の在り方、75歳ならまだまだ元気でやりたいけども出来ない。そういうことがあるときにどうするかということを考えていただきたい。今までは先に病気がきてました、脳卒中がきてました。でもこれから時代が変わってくる。このことを考えていただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。
上滝議長	続いて、長谷政和議員より出されております (1) 吉野町の観光振興と訪日外国人旅行（インバウンド）施策について の一般質問をお願い申し上げます。 長谷議員。
長谷議員	1番 長谷政和でございます。私のほうからは、吉野町の観光振興と訪日外国人旅行、いわゆるインバウンド政策についてお伺いしたいと思います。 まず、今年3月、第2次吉野町観光振興計画が策定され、町のホームページに公開されました。冊子では、このような40ページほどの冊子になっております。観光を通じた地域創生を目指し、観光による経済波及効果を保全地域に広げる観光地づくりを進めるため、2018年4月の前回計画から7年ぶりに策定されました。日本では2003年に政府が観光立国を宣言し、2015年には旅行者の爆買いが流行語になるなど、観光産業は順調に推移してきましたが、2020年以

	降のコロナ禍に伴う旅行客の減少により、これまでにない大きなダメージを受けました。国民は移動の自粛を求められ、多くの観光地が瀕死の状態にありましたが、国や都道府県の補助金、旅行支援策等もあり、経営を維持出来た事業者も多く、2023 年頃からようやくコロナ禍前の水準まで戻りつつあり、昨年の日本人国内旅行消費額は 25.1 兆円と過去最高に出し、訪日外国人旅行者数、いわゆるインバウンドは 3,600 万人を超え、こちらも過去最高を更新しております。2006 年、観光は我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。そう位置付ける観光立国推進基本法が成立しました。それから約 20 年、政府の様々な施策により、日本は世界中から憧れを持って訪れてもらえる国になりました。今や京都、大阪、奈良市では、平日でも多くの観光客でにぎわう光景を目の当たりにします。そこで改めて、吉野町にとっての観光振興の意義について、まずは伺いたいと思います。よろしくお願いします。
上滝議長	誰やな。
長谷議員	担当課からお願いします。
上滝議長	椿本課長。
椿本産業観光課長	失礼いたします。観光振興の意義ということでお答えをさせていただきます。もちろん観光客がお見えになられますと、観光事業者様のところに消費が大きく動くというところが一般的でございますが、政府のほうでも観光を力強く推進されているという理由の一つに、観光産業、非常に裾野の広い産業であるということが言えるんであろうというふうに思います。もちろん宿泊業でありますとか飲食業というところは、直接的に観光客がお金を使われるわけでございますけれども、それ以外にも運輸業でありましたりとか、農林水産業でありましたりとか、食品加工業といったように、お客様が動いて消費をすることで、それ以外の産業にも波及効果を得られることができるというところでございます。そういった意味から経済効果を、そういった経済効果があれば、地域に多

	くの雇用も生み出すことができるわけでございます。さらに、吉野町少子高齢化そして人口減少というところで、非常に急速に人口が減っている中で、町の中の消費というのも落ち込んでおります。ここも町内消費、そういった町内消費が下がってくるところを観光の力、観光消費で補うということも、一つできるところではないかというふうに考えております。加えて、我々もそうですけれども、今、通勤、通学、電車で通勤・通学されるような方も非常に減っている中で、交通手段、交通インフラを維持していく上でも、吉野に訪れるお客様が増えることで、一定その効果を見込めるというふうに考えておるところでございます。このように、観光振興における効果利点というところは、観光の事業者様にはもちろんですが、範囲に限定されることなく、地域社会を持続的に発展させていく、維持していくためには、非常に大切な産業であるというふうに考えております。さらに、視点を変えますと、地域住民、さらに吉野に住んでおられる方が自分の地域にさらに愛着を持つ、いわゆるシビックプライド、郷土愛の醸成というところが、また視点を変えてお伝えをできるかなというふうに思っております。昨年も令和6年度になりますけれども、吉野山を中心に、世界遺産20周年の記念事業を実施させていただいたところでございます。こちらもそういった周年の機会に、自分の住んでいる地域、また自分が関係人口として関わっている地域が、どんな魅力があってどういったところなのか、それをやはり、次世代にどう残していかなければいけないのかということを考える機会をつくらせていただいたというところでございますし、そういったところがまた定住人口でありましたり、移住を考えていただける人の、なんていいますか数を増やしていくというようなところに非常に大きな効果があるのではないかというふうに考えております。以上です。
上滝議長	長谷議員。
長谷議員	椿本課長ありがとうございます。本当おっしゃるとおり、やっぱり観光は、とにかく経済を動かす、それをまずは国が証明したと言えるわけです。そして、奈良県も吉野町もその恵まれた文化資源を生かして今、国内外の観光客誘致に

	積極的に取り組んでおるという状況でございます。そして先ほど課長おっしゃったように、観光は裾野が広い産業、確かにいろんな直接観光事業者ではないところにも、あまねく影響が及ぶ。本当にだから人が、まずこうね、観光客人が流れるととにかくお金が動く。観光地までの移動には飛行機、新幹線、電車、タクシーなどの交通機関を利用する。観光地に着けば食事もする。遠方から来た人は宿泊する。そして、旅の思い出にお土産物を買う。とにかく観光には、このように大きな経済を動かす力があると私も思います。その意義について、観光に携わる事業者さんには大変理解しやすい。特に古来より、観光地として名高い、世界遺産登録もされている吉野山地域の観光事業者及び観光従事者の方には、日頃より観光客を相手に仕事をされておるので、よく分かると思うんです。ただ、吉野町には観光事業者ではない方もおられます。その方々に、吉野町が観光振興に力を入れることで、どのような利点があるのか、是非伺いたいと思います。如何でしょうか。
上滝議長	椿本課長。
椿本産業観光課長	ありがとうございます。直接観光に従事されない方へのメリットをどうお伝えするかというところのご質問でございます。先ほど、もうちょっと答えを言ってしまったようなところがあるんですけれども、やはり経済効果、この町で暮らしていくためにお店も必要ですし、飲食店も必要、交通手段も必要。そういったものを町民の、今の人口の消費の中だけでは支え切れなくなっているのも事実かと思います。お店が減っていくでありますとか営業の時間が短くなるってこともございます。それを観光消費、交流人口の消費で何とか補いつつ、その暮らしやすさを維持していくというところでは、観光の力というのは非常に大切ですし、そのことが我々の伝え方がうまく町民の方に伝わってないというところは、反省すべき点かなと思いますけれども、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。そういったところが、またシビックプライドの醸成にもつながっていって自分の町が好きになる、自分の町を自慢したくなる、ここで暮らすことが好きになる。そういった形の制度といいますか、好循環を

	促していくことが大切かと思っています。以上です。
上滝議長	長谷議員。
長谷議員	ありがとうございます。では一旦ここで、吉野町以外の自治体に目を向けてみたいと思います。吉野町の近隣市町村では、ここ最近新たな動きが起きています。下市町では昨年７月、３COINS などを運営する株式会社パルグループホールディングスが手がけたKITO FOREST MARKET SHIMOICHI がオープンしました。黒滝村では今年４月、道の駅内に大手アウトドアメーカーであるモンベルが手がけた、モンベルルーム 吉野路黒滝店が出来ました。天川村でも昨年４月、洞川温泉センターをリニューアルした観光案内所と特産販売所が併設された、洞川温泉ビジターセンターがオープンし、洗練されたデザインの建物が人気で、年間を通じて多くの観光客が訪れています。吉野町でも世界 190 か国以上の国で利用されております Airbnb や、国内外で約 1300 店舗を構えております無印良品など、世界中で事業展開されているグローバルな大手企業が、吉野に宿泊施設をつくってくださっています。町もこれまで様々な観光施策を行ってきたことは、私も町の観光業界で 10 年勤めたのでよく知っています。先ほど課長おっしゃったように、町内の観光事業者にはその働きが見えていたかもしれないんですけど、やはり観光に携わらない町民にとっては、やっぱりその効果が、まだ十分に出ている状況とは言えないんではないかと。またその効果が十分に可視化されていないような感じがします。やはり観光事業者ではない町民の方にも、より効果が見える形の観光振興施策、これを打っていかなければならない、そう私は思います。その意味でも、私はインバウンドに力を入れていくべきではないかと考えています。なぜインバウンド施策を実施し、海外から観光客を呼ぶ必要があるのか。それは、日本そしてこの吉野町が抱える課題の解決につながるからです。私はその効果、三つあると思っております。一つ、まず、先ほどもおっしゃっております経済ですね。やはり経済、観光客が増えることでとにかく地元にお金が落ちる。観光事業者だけでなく、スーパーやコンビニ、あるいはその地元の人がメインの客層のお店にも、今やこのネットの口コミで

	ね、それを見た旅行者が訪れる、そうすればその個人経営の飲食店も儲かる。そう考えます。二つ目、二つ目は雇用です。観桜期の吉野山や川遊び利用の上市など、短期間で集中的に観光客が訪れるときは、季節雇用で働かれてる方がいらっしゃると思います。それはそれでいいんですが、今や働き手不足もあります。臨時で人を雇うのが難しくなりつつある現状がありますので、やはり吉野が年中通して一定数の観光客が来るまちになれば、通年雇用が可能になり、より観光業に従事しやすくなるのではないかと思います。あるいは移住者が、移住先を決めるに当たり、やはり仕事というのは大変大事な要素でありますので、何とか町内で雇用を増やしていくという意味でも、吉野の観光、今よりももっと盛り上げていくべきではないか、そう考えます。そして三つ目は、先ほどシビックプライドという片仮名言葉で説明いただきましたが、郷土愛ですね。国内、海外の旅行者と町民が交流することで、町民の郷土愛育成につながると考えます。吉野町は地方の山間部でありながら、観光地でもあるので、都会から海外から人が訪れてくれる。景色や環境など地元で生まれ育った人ほど、当たり前のものとなってしまい、その価値がわからなくなっているもの、外から来た方がその良さを評価してくれている。私はこれまで 10 年間、観光業に携わってきましたが、そんな吉野ファンといえる方にたくさん会ってきました。やはり人間、人から好かれるということはうれしいことです。誰かに好かれること、必要とされることが、その人の自信につながるように、自分が住んでいるこの町を、誰かに好きなってもらうことでこの町で住んでいることを誇らしく思える。私たちは今少し自信をなくしているだけだと思います。でも本来、我々はいいものを持っている。もう一度、自分たちの誇りを取り戻すため、何とか吉野の観光を発展させていきたい。国内、海外の目の肥えた観光客に認めてもらうことは、吉野町民の自信につながる。そう私は確信しています。町長は 3 月 11 日の施政方針でも、インバウンド誘客に向けた観光整備に取り組むことを述べておられました。そこで、インバウンド施策についてどのように進めていくおつもりなのか。具体的な町の展望と、町長としての決意をぜひ最後にお聞かせください。

上滝議長	中井町長。
中井町長	それでは、自席から長谷議員のインバウンド施策についての質問についてお答えをさせていただきます。 まず縷々、観光政策について、第2次の吉野町の観光振興計画をもとにですね、今後吉野町がどういった観光政策を打っていくか、いろいろ質問も含めてでございますけれども思いを語っていただきました。おっしゃるように、この吉野町においてインバウンド施策はもちろんですけれども、国内の富裕者層も含めて来ていただくために、この観光がどれだけ重要であるかというのは、先ほどの答弁の中でありました。大きく言いますと、吉野町のこれだけ人口が減ってくると課題も多うございます。観光で解決していかなければならないような課題もたくさんあります。そういう意味でいくと、観光からまず人を呼び込んでこないと、その課題解決つながらないということで、関係人口とか今、国が動いているふるさと住民登録とかいう形で、観光基軸にやはり吉野町と関わってもらう。そして、その中で人口の流動社会を生み出し、経済の循環を生み出し、そして、ある一定程度の人数が来ることによって持続可能なまちを形成していくというのが、今、吉野町が課せられた課題かなというふうに思います。第2次の吉野町の観光振興計画にありますように世界に誇れる「吉野」、先人の想いを未来に繋ぐ、「稼ぐ」通年型観光地への挑戦というのが書かれています。これはまさしく、先ほど長谷議員がおっしゃっていただいたように、観光対応してるとその資源の大きさというのか、これがやはり切に感じるわけですね。私自身も観光事業者ではありませんけれども、木、林業を通して多くの方に吉野にお越しいただいて案内したとこで、やはり吉野の歴史資源のすごさであり、そしてまた自然資源の深さ、そういったことを感じながら、この観光というのは、やはり今吉野町にとって、裾野を広げていきながら地域課題を解決するということで非常に大きなテーマであろうかなと。当然、空き家の問題もその中で一つ一つ、今、ゲストハウス等々増えてますけれども、そういった活用にもつながると。ひいてはやはり2次交通、やはり鉄道が通ってますけどその2次交通の解決にもつながるということがあります。そういったことが、今後イン

	バウンドにどういうふうにつながっていくかというところでございますけれども、実際に現在のインバウンドの中でも、訪日で一度の訪日で 100 万以上の消費をされる超富裕層ですね、この方々がやはり、今旅行客の全体の 1%、1%にすぎません。ただ、消費額は 14%を占めている。それが今、超富裕層、インバウンドの形かな。なおかつ、ただそういった方々がどこでそしたら消費されているか、約 6 割は大都市です。ですからやはり、この地方へ誘客を促進するということが今、我々はやっぱりやっていかないといけないというところでございますけれども、その中でいろいろ手法は多分あろうかと思います。観光振興計画に書かれているようにですね、やはり体験プログラム。これは消費単価の高い富裕層、世界遺産登録 20 周年でも蔵王堂を中心とした、いろんな能とかですね、そういうのも含めてですけれども、体験プログラムを造成した経緯がありますんでそういったところをしっかりと強化していく。これもやはり分析するとですね、欧米、ここがやはり来られてるデータがありますので、欧米向けの自然、そして修験道、そしてまた、能とかですねそういった体験プログラムをしっかり醸成していくと。それと同時に夜の飲食。これは泊食分離、ここにも第 2 次の観光振興計画にありますけれども、泊食分離の実証実験をすることによって受入れ環境を充実していくと。客単価の高い、飲食も含めてですけれどもそういうのを醸成していくということがあります。あと、3 月議会の産業建設委員会でもございましたように、各委員各位からもこの多言語対応の観光案内のサインの整備、これも計画的に進めてということで意見をいただいてますんで、そういったこともしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。あとですねプロモーションとしては、実際にいろんな SNS の手法が、YouTube 動画とかもあります。ただこの辺、メディアをどうやって使うかというときにやっぱり TikTok、Z 世代ですね、この辺なんかは、すごくやっぱり Z 世代として吉野のこういうふうな、新たな魅力、これをやはりしっかりと発信して、いわゆるメディアが捉えていくというふうな形で高齢者層とか、海外メディアにも伝わる可能性もありますんで、ここはまた違った手法かもわかりませんけど、そういう Z 世代の新たな視点というのを TikTok 等で取り上げることによって、パズるじゃないですけどもそういったこともできればなというふう

	に考えています。ただ、いずれにしましても、しっかりとしたインバウンド対応をしていかないと、京都、様々なところで暮らす方々がやはり、そういったトラブルに巻き込まれるとかですね、住みにくくなると、そういったことがありますんで、しっかりとターゲットを絞った中でインバウンド政策をやっていきたいなというふうに考えてます。
上滝議長	長谷議員。
長谷議員	ありがとうございます。町長の口から今後の施策の展望、そして決意、お聞かせいただきました。本当にでもね先ほど関係人口とか、そういうふるさと住民登録、そういう言葉が出ましたけど、本当に吉野、恵まれてるなと思うんですよ。そういう方々が本当に別にそのお金になるわけじゃなくてね。でもやっぱりこうなんか吉野のために、何かしたいと思って定期的に来てくださる。やっぱりそういう方がどんどん、何か増えていってるなという印象があります。こういう動きは本当にもっともっとやっぱり活性化させていきたいなと、私も思っております。私もその観光事業者ではない方にとって観光とは、何かどういうメリットがあるんやって私が言われたときは、もう風が吹けば桶屋が儲かるみたいなことかなと。例えば、観光事業者ではない人は、直接的に恩恵は受けないかもしれませんが、吉野というその名称が世界に広まって、多くの観光客に吉野は良い場所だと認知されることで、実際にそこに住む人々は、本当うらやましがってもらえる。それで吉野に憧れを持って訪れる人が増えて、その人がね、吉野のいいとこですねと褒めてくれる人の話を、またその町民さんが直接聞くことで、やはりここに住んでよかったなと誇らしく思える。だから最初は何となく観光目的で訪問した人は、吉野の自然、人の温かさに触れていくことで、何度も足を運ぶリピーターになって、必然的にその地域の飲食店、宿泊施設にも利用することになるので、地元の商店の売上げは必然的に上がる。さらにそのリピーターの中から、一定数移住を決意する人が現れて、住むに当たっては工務店とかガス屋さんとか、自動車屋さんとか、本来その観光業とは言われない事業されてる方のところにも、関係が出来て、そしてあるいはそう

	いう農家とかね、伝統工芸携わっておる方とも付き合いが生まれていく。さらにその方が古民家を借りて商売するとかいうことになったら、空き家対策にもなりますし、お店が増えるので、結果的にまちがにぎやかになって、観光業とは縁のない町民さんにも恩恵を受けることができると思っておるので、私はとにかくやっぱり観光はいい産業だなと、大変平和的な産業じゃないかと考えておる次第でございます。とにかくこの観光客が吉野を訪問して、様々な出会いが生まれることで、観光客にも町民にも変化が生じる。このような偶然性が、この何か観光の力には私はあると思っております。なぜ今人口、この町5,000人、一つの集落に住民1人が増えるだけでも変化は目に見えて生じます。特に年配の方々は、今の吉野町はどんどん人が減って活力がないと嘆いておられるかと思いますが、全体の人が減った分、今こそ、一人一人の力を発揮することが大事な時代ではないかと思っています。観光入り口に吉野町全体を活性化させていく。吉野山という吉野町にとっての観光のシンボルを、上市も中荘も龍門も中竜門も、国栖地区の皆さんもうまく利用して、それぞれの商売や生活に生かしていく。吉野山の文化遺産は、吉野山地区だけにとって大切なのではなく、吉野町にとっての誇りだという認識を住民全体で共有することが必要だと考えています。ありがたいことに、町内や近隣市町村には、才能豊かでやる気のある事業者さんたくさんいらっしゃいます。移住者やリピーターの観光客は、吉野を選んだ理由として、吉野で出会う人がよかったという意見は、多くの方から聞いております。吉野は文化資源だけでなく、人的な資源にも恵まれているということです。ここには、私以外にも、観光業に携わる議員さんも何名かいらっしゃっていますので、そこはぜひ協力しながら、行政、観光協会、事業者、住民がそれぞれに主体性を持った、これまでにない観光地づくりを進めていきたいという私の決意をもって、今回の一般質問終えさせていただきます。 どうもありがとうございました。
上滝議長	最後になりましたが、続いて、上麻里議員より出されております (1) 広報のあり方について (2) 高齢者の支援について

	の一般質問をお願いします。 上議員。
上　議　員	3番　上麻里でございます。よろしくお願いいたします。今回は二つの質問をさせていただきます。 一つ目の質問は広報についてです。広報の役割は、地域住民に必要な情報を伝えることだと思います。防災、育児、医療、介護など、行政が取り組んでいることは生活に関わることが多く、広報は非常に重要な情報伝達手段であると思います。いろいろな世代が暮らす中で、広報誌やSNS、映像での情報を発信していただいておりますが、今回、紙面、インターネットを活用した広報、そしてこれからの広報戦略についてお伺いしたいと思います。まず一つ目、どの世帯にも情報を届けることができる重要な情報がありますので、全戸にその情報を届けることができるのは、紙面、紙の広報誌の配布だと思います。吉野町においても、広報誌を毎月全戸に配布していただいておりますが、その方法について伺いたいです。担当課長よろしくお願いいたします。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	失礼します。まずその広報誌の役割という話は、今、上議員がおっしゃっていた、そのとおりでございます。今現在その広報誌の配布方法ですが、自治会の協力を得ながら町内全戸配布を行っております。配布先は、各自治会の配布係に職員がお届けしまして、その配布係が全戸配布を行っていただいております。一部の自治会では、配布係を地区老人会へお願いして、配布をしていただいているというところでございます。以上でございます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございます。今、自治会、また、各区長様などにご協力をいただき、配布されているということですが、区長さんや担当の役員さんが、各家庭

	に配布していただいたり、また地域によっては住民が取りに行くところもあると伺いました。現在はご協力いただいて配布することが出来ていると思いますが、人的な負担も大きいです。郵送などの考えはありますか。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	失礼いたします。今現在説明したように、全戸配布っていうのはすごく広報誌、紙ベースでは有効な手段として、自治会等にお願いして配布をしていただいております。今、吉野町に置かれる現状というのは、高齢化率が 54.4%ぐらいだと思うんですが、その配布される方も高齢化しとるという現状は、こちらも認識しております。ただ、全国的にも、この広報の配布というのはやっぱり、この効果というのは結構、認知度が高くて、自治会にお願いして配布していただいてるっていうのが現状で、奈良県下でも奈良市以外については、自治会で配布っていうことをしております。その役目っていうのがありまして、結局、広報誌を自治会が行うことによって、その隣組単位でやっぱりコミュニケーションを深めるツールとしても役に立っている。例えば、その配るときにこのお宅、ちょっと留守やよという形で、見守りっていう意味合いもあるので、この配布方法については、極力、できるとこまで続けていけたらなと思ってますし、東京の町田市っていうところがあるんですが、そこは、配布は新聞折り込みで配布されているということを聞いております。ですが、やっぱり広報誌っていうのは、情報伝達ツールとしては最高のものなので、やっぱり全戸配布を目指すという形で、それを切り替える動きがあるということを確認しております。以上でございます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございます。まさしく配布はコミュニケーションだったり、後から質問させていただく高齢者の見守りだったり大切な手段だと思います。お金もかかることですので、郵送のほうも考えはいろいろあるとは思うんですけれ

	ども、広報に企業宣伝の欄などをつくり広告を出してもらって、幾らかの収入にする自治体もあると伺います。またここで伺いたいのですが、広報の中に入っている折り込みチラシは、誰の判断で折り込みされていらっしゃいますか。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	折り込みチラシのルールなんですが、広報誌の折り込みチラシに関するガイドラインというのを内部で定めておりまして、外部団体等の取扱いについては、まず町の共催や後援等がある事業、また町からの補助金を出している事業については折り込みを可能としております。また、折り込みの内容なんですが、公序良俗に反するおそれがあると認めるものについては、お断りをしておるというような状況でございます。以上でございます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	また区長さんにも判断して配っていただいているとも伺いました。最終決定は、また町長がされているとも伺いましたが、ある一定の方のチラシのみを入れているようにも思います。たくさんの方が商売をされていたり、イベントを実施されていたり、ボランティア活動や、また教室もされている。その方たちは自分たちでチラシを配ったり、張っていただけるところを探したり、新聞折り込みに手数料を払ったり、またタウンプラスという方法でお金を出して、全戸に配布してもらったりしていると思います。一定の方の宣伝をするのはおかしいと思いますし、誰でも折り込みしてもらえるなら周知もお願いしたいですし、ルールをしっかりはっきりしていただきたい。誰かの判断でこの人はオーケー、この人は駄目というルールではおかしいのではないかと思います。また、その内容もご確認された上で、折り込みに承諾されていると思いますが、チラシにあるQRを読み込むと、政治活動が記載されているのを私は拝見させていただき、町民の方からも意見がありました。仮に私が福祉関係のチラシを作成し、政治活動のQRも載せている折り込みを配布してもらうとなればかなりの批判

	はあるとは思います。私たち議員も後援会活動のチラシや、また運動などは歩いて配布をしたり、また郵送費を払ってしています。福祉活動はすばらしいことで、これを批判していることではありません。書類があるのであれば見せていただきたいですし、ルールが決まっているのであれば、今ここで教えていただきたいです。町長いかがでしょうか。
上滝議長	中井町長。
中井町長	ガイドラインについては、先ほど吉村担当参事からお答えさせていただいたとおりでございます。チラシ等々、私が判断ってのは基本的にしてません。担当課に任せてますんで、これがよくてこれが駄目っていう判断はしません。おっしゃるとおりガイドラインがありますんで、そういった内容について出すっていうことは、先ほどのガイドラインから外れていると私は考えてます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	先ほど私のほうからもお話をさせていただきましたが、仮に私がまた福祉関係の何かチラシをして、後援会活動のあるQRコードを載せてある、そういうことも町長はいかがですか。それについて。私はそういうチラシを見たので、今ここで、そのチラシを町長は見られたのかっていうことで質問させていただいてるんですけれども、最終判断も、町長が最終判断されたというふうに伺いましたがいかがでしょうか。
上滝議長	中井町長。
中井町長	ただいまの質問でございますけれど、事実が確認がとれません。私は最終的に判断したという事実はとれませんので、今の質問に関してはお答えは出来ません。ただ、今おっしゃるように、町として広報誌を自治会等々に出すときのそれのガイドラインもあります。ただ自治会の会長等々ですね、そこで持って

	こられる方もおられると聞いてます。ですから、そこに持ってこられた方に対しては我々は、そこの自治会の判断になろうかなというふうに思ってます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	担当の当時の課長が判断されたというふうに伺いました。これはやっぱり吉野町政がある一定の方に加担しているように見える、町民の方からもそういう意見が聞こえています。しっかりとルールを明確にして、皆さんに周知をしていただいて、取り組んでいっていただきたいなと思っております。 次に二つ目。インターネットを活用したホームページや SNS について伺いたいと思います。以前は広報誌で一方的な情報発信をすることが中心でしたが、現在ではホームページや SNS や動画などの様々な媒体を用いて、相手の求めている情報を発信していくことが、自治体における広報の役割となってきています。吉野町におけるホームページの利用状況、LINE の登録人数などを教えていただきたいです。また、ホームページがリニューアルされましたが、その成果についても教えていただきたいです。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	ご質問ありがとうございます。まず、町の公式情報発信ツールとしておっしゃるようにホームページ、LINE、X、インスタグラム、フェイスブックを活用し、町内外の方にタイムリーな行政情報を発信しております。まず、町ホームページについては、平成 24 年のリニューアルから 10 年以上を経過していますので、本年 2 月にホームページをリニューアルしたところでございます。今回のリニューアルは、「挑戦の地、吉野」を前面に押し出し、観光情報、移住定住関連情報、ふるさと納税などの情報を掲載しております。また、その他改善点といたしましては、ページの読み上げ機能を追加、ホームページ投稿作業、我々職員なんですが投稿しやすい機能をカスタマイズかけております。また、大規模災害に対応したホームページ、バックアップ機能の強化。要はサーバーを日本の

	2か所にばらして、バックアップをとっているということがあります。それと、質問の中でホームページのアクセス数なんですが、2024年度の月平均のアクセスが11万9,417でした。去年はね。この4月、リニューアル後なんですが4月をちょっと見てみますと、15万2,000という形で、3万2,500アクセスは増えておるというのが月平均でございます。一方、LINEについては、これは令和2年度に導入して、令和3年度に各課から直接情報を発信できる機能を持たせました。特に新型コロナワクチン接種におきましては、LINEから接種予約ができる機能を追加させていただきましたので、当初、令和3年の4月の頭、コロナのいちばん流行る前のとこなんですが、551登録があったものが、その翌年の令和4年4月では2,619という形で登録が増えております。現在は2,859という形で、友達数が増えておるというような状況と、それともう一つ、SNSの利用状況なんですが、フェイスブックのフォロワー数が2,769。ツイッターが1,743。インスタグラムが1,824。YouTubeが108という状況になってございます。以上でございます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございます。これまでの自治体広報は地域の住民に向けたものでしたが、現在ではそうした役割だけではありません。ウェブサイトやSNS上で情報発信することで、移住を考えている方や、旅行で訪れる先を探している外国人の方など様々な方の目に触れる可能性があります。自治体の魅力を伝えることができれば、移住者の増加や企業誘致、インバウンド客の増加など、結果的に多くのメリットを得られる可能性があります。LINEの更新などは職員さんがされていらっしゃいますか。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	様々なツールについては、例えばホームページでもLINEでも、各課が対応できるようになっています。以上でございます。

上滝議長	上議員。
上　議　員	情報発信を積極的にすることで、身近に感じたりたくさんの知りたい情報を住民と共有出来ます。住民はまちづくりや政策への参加意識も高まるように思います。SNSに強い職員さんの育成も大事だと思いますし、是非、アンケートも取組み、それを参考にこれからも魅力的な吉野町の発信をお願いしたいと思います。 次に三つ目。これからの吉野町の広報戦略について伺います。これまでの一方通行的な自治体広報では、なかなか自分の住んでいる地域への関心と興味がわきにくいという問題があります。最近では住民と行政が協力して問題解決に当たるということも増えています。これからどのような広報を目指していくのか教えていただきたいです。
上滝議長	吉村参事。
吉村参事	ご質問ありがとうございます。まずその紙ベースでは、やはりその、この前第5次総合計画後期計画のアンケート調査をした結果だけちょっとお示しさせていただきますが、まず、その広報よしのをどのぐらいの頻度で読んでいますかという設問に対しまして、毎月読むというのが34.8%、ほぼ毎月読むが27.1%、6割以上の方が読んでいただいております。ただし、年代別で見てみますと、若い世代、要は20代以下の方については、ほぼ広報誌は見られていないという結果が出ていまして、年代は上がっていく、40、50、60、70、80、この辺の層については、ほぼ見ていただいているということです。ですので、情報発信をいかに上手に活用するかっていうのが、いちばん狙いやと僕は考えてます。要は若い世代には広報誌、紙ベースよりも電子媒体が認知が高いので、LINE、フェイスブック、インスタグラム等を活用していく。それで、各課のイベントやなり情報発信ツールとして、LINEを各課で入力するというところが今の状態でいます。ですので、町内外の方々に必要な情報をしっかり届くよう、

	シンプルでわかりやすく親しみやすい情報発信を続けるためにも、様々なツールを活用していきたいと思っています。これはあくまでも情報発信っていう部分です。また、その吉野町っていうのは、音声告知放送という機械もございますんで、災害時であったら、その音声告知放送を活用して、そのタイムリーな情報発信をする。紙ベースはタイムリーじゃないけども、電子媒体で音声告知放送は、タイムリーな情報を出せるというもので、災害とか、防災とか、その面で有意義に情報発信を引き続きしていけたらなと考えています。以上でございます。
上滝議長	上議員。
上　議　員	今後の広報誌のあり方について、ありがとうございました。お答えいただきました。全国の広報コンクールがあり、賞を取った広報を拝見しました。全ての住民に広くわかりやすく伝えていたり、自分の住んでいる自治体でどんなことに取り組んでいるのか、幅広い年齢層に伝わりやすいように、工夫や、また手段がいろいろされていました。行政からのお知らせはもちろんですが、ほとんどが住民に重点を置き、十人十色、いろいろなことを紹介して見ていて楽しい内容が多いでした。また、何を住民が本当に必要としているのか、必要な情報を伝えるためにも、積極的に住民ニーズを把握し広報を行っていくことが大切だと思います。ぜひ、楽しい、読みたいと思える広報をつくっていただきたいとお願いしまして、一つ目の質問を終了させていただきます。 それでは二つ目の質問。高齢者の支援について質問をさせていただきます。長寿化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者が増加しています。しっかりと自立して元気に暮らしている高齢者も多い一方、健康面などに不安を抱えながらひとりで生活をしている方もいます。現時点では元気であっても、年を重ねるにつれて体力は衰え、ひとり暮らしへの不安要素が増えていくのは避けられません。また、離れて暮らす家族も親族の生活状況に不安を感じていることだと思います。高齢になっても、健康で安全にひとり暮らしを続けるためには、周囲からの配慮や支援が必要です。そこで、吉野町の高齢者支援について伺います。

	まず、65 歳以上のひとり暮らしの方は、吉野町に何人くらいいらっしゃいますか。お答えください。
上滝議長	森井課長。
森井長寿福祉課長	町内の 65 歳以上のひとり暮らしの方は、令和 7 年 4 月の民生児童委員さんの調査によりますと 603 名。これは吉野町内の総人口の中の 10%を占めるといった状況であります。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございます。603 人ということで、これから先、ひとり暮らしの高齢者がさらに増えるという推計値も出ており、現在多くの自治体では、ひとり暮らしの高齢者を対象とした支援策が提供されています。吉野町では民生委員さんは、いつもお声かけや訪問、いろいろとお手伝いをしていただいております。民生委員さんだけに頼るだけではなく、行政ももっと積極的に動いてほしいと思います。行政は見守りや声かけ、安否確認など何か動いていらっしゃいますか。また、具体的にどのように進めていく予定なのかお伺いしたいです。そして、高齢者の方々が生きがいを持って老後を過ごせる対策はお考えですか、担当課長よろしくお願いします。
上滝議長	森井課長。
森井長寿福祉課長	失礼いたします。現在、長寿福祉課で実地している高齢者の見守り支援については、まず 1 点、一人一人に対応した個別支援と、二つ目、住民主体の通いの場を拠点とした支援があります。まず、一つ目の個別支援についてからご説明したいんですけれども、これは、まず一つ、平成 18 年から地域包括支援センターという、高齢者の総合相談窓口を長寿福祉課内に設置しておりまして、本人や家族、民生委員さん、介護支援専門員等からの相談を受けて、直接、高齢

	者の方々のお家に訪問を行いまして、関係機関と連携をしながら必要な支援につなげております。そして、これも個別支援になるんですけれども、ひとり暮らしの高齢者の安全を確保する重要なツールとしまして、緊急通報装置というものがあります。これは、急病等の緊急事態に緊急ボタンを押すことによりまして、24 時間体制で専門的な知識を有するオペレーターに連絡がつながりまして、救急要請や相談ができるシステムです。この二つが、まず、個別支援といったことになるんですけれども、もう一つ、地域住民の通いの場という、介護予防の拠点を中心とした見守りについてご紹介したいと思います。これは、地域の中で見守りを行う、住民主体の通いの場というものを推進しているものなんですけれども、地域の住民さんが週に 1 回、近くの集会所等に通うことによって、DVD を見ながら一緒に体操を行うものになります。住民主体の通いの場は、令和 7 年 5 月末現在で、町内に 17 か所に広がっております。現在、高齢者の 227 名、高齢者全体の 6.7%の方が住民主体の通いの場に通われております。通いの場では、週に 1 回体操を行っていただくんですけれども、この週に 1 回、同じ場所に集うということで、互いに気にかけて支え合う拠点となっているといったところが、見守りにつながっているのではないかと思っています。あと一つ大事なことは、高齢化が進みますと、当然、認知症になられる方が増えていきます。ご本人さんや家族だけで問題を抱えがちになってしまっていて、地域で孤立してしまうといったことも少なくありません。そこで、認知症について正しく理解していただくための普及啓発に取り組んでおりまして、先ほどからご紹介している住民主体の通いの場が、認知症になっても長く通い続けられる場所になるように、近所のよりどころとなるような支援を展開しております。以上です。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございました。個別支援についてご説明いただきましたが、ここで少し質問なんですが、全てのひとり暮らしの方にこれは対応されていらっしゃいますか。

上滝議長	担当課長。
森井長寿福祉課長	個別支援について2点お伝えしたかと思うんですけれども、1点目の地域包括支援センターの総合相談につきましては、全ての方というわけではなくてですね、ひとり暮らしの高齢者を含め、ひとり暮らしでない高齢者の方も、生活に困ったことがあるという状況を把握した場合には、専門職が相談支援を展開しております。あと2点目の緊急通報装置については、ひとり暮らしの方が対象者となるんですけれども、現在町内で88名の方に利用をしていただいているといった状況になります。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございました。通えるイベントなども、またいきいき体操、私もいろいろと参加もさせていただいておりますが、元気で出かけることができる方たくさんいらっしゃり、生涯健康で元気に活動できるということは何よりですし、それを支援することはすばらしいことだと思います。ですが何らかの理由で、家から出られない方もたくさんいらっしゃいます。その方のほうが見守りや声かけ、安否確認が必要なのかと思います。今、緊急通報装置88名の方ついているということでしたが、そのほかの方は今どうされていらっしゃるのでしょうか。いろいろとそういうふうな緊急通報装置のことも案内していただきたいですし、また、先日お話も伺いましたが、80歳以上のひとり暮らしの方へ、ボランティアの方から毎月1回ふれあい郵便という取組も行われていると伺いました。先ほど質問もさせていただきました広報ですが、対象の方には直接渡すように、郵便局や宅配業者と契約するとか、しんどくても救急車を呼ぶタイミングがわからない方もいらっしゃいます。衛生面や食事面も心配ですし、週1回でも1食分配送する支援だったり、またほかの自治体がされていらっしゃいますが、LINEを登録して安否確認をできるようにするとか、いろいろと方法があります。どなたでも余り抵抗がない、電球に安否確認装置がついているも

	のを使用している自治体もあると聞きました。この先、各種介護施設に入所できない介護難民が増えることが考えられますが、どのようにお考えですか。見守りや支援をこれからどのように考えていただけますか。最後に、町長の高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを聞かせていただきたいと思います。
上滝議長	中井町長。
中井町長	最後にでございますけれども、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりということで、大きなテーマと今、上議員がおっしゃっていただいた部分の、少し今後の方向性も含めてお話をさせていただきたいと思います。 まず、おっしゃるとおり吉野町は高齢化率が非常に高い。これ我々も、全国の自治体見ましても、6,000 弱の規模で割と鉄道が通ってて、このエリアの中で高齢化率が 54%を超えると。この実態というのはやはり、吉野町の地理的条件があるのかなというふうに思います。当然、病院とか買物、ゼロではありませんし、そして息子さんとか家族が橿原等々から通える範囲であるということで、やはりひとり暮らしが多かったり、高齢夫婦が多いというのが前提の中で、どうやってこの吉野町を暮らしやすいまちにしていくかというところで、二つですね、今、吉野町で庁舎整備も含めてですけれども、拠点形成をまちづくりの拠点にしていこうという中で、拠点整備と交通移動手段、先ほどからデマンドの話もありました。このやっぱり二つがセットでないと、やはり安否であったり住み続けることが、やっぱり出来にくいなというのが大前提にあります。ですから、例えば、中竜門地区であったり、国栖地区であったりしてもですね、学校跡地付近というのは一つの拠点になるとこですけども、そこから少し離れていくと集落そのものがもう人が減ってくる。でもその人たちがそうしたら、国等々がよく言われているコンパクトシティーになってきたときに、上市に来るかというとなかなか来にくいところもある。そういったときに拠点形成という中で、国のほうも高齢者がやはり単身世帯が住み続けることができるようにという形で、小規模、シェアハウスとか高齢者住宅、そんな整備もやはりやっていこうということで、拠点整備と交通移動手段はセットで進めていきたいな

	というふうに思います。そして、今、中荘温泉で老人福祉センターですけど、多世代交流介護予防拠点として、様々な取組を今年からやっていこうということで動きかけてます。いわゆる孤独、孤立をさせない、解消できるような政策を進めていくと、これがいちばん大事かなというふうに思ってます。ですから孤独は、たばこ吸うよりもつながりがなくなると死亡リスクは２倍になると言われるぐらい、やはり孤独、孤立を防いでいくということであります。そして、先ほど緊急通報装置とかですね、いろいろやってることもあるんですけれども、先ほど少し電球の話もされました。やはり、いざいうときに押せないけども、認知症とかいろんな部分で電力データから変化をとらえるという形で、分電盤に電子センサーを設置して、日々のその変化を見る中で見守っていくという制度も全国的にありますんで、少しそういったことも研究しながら、少しでも暮らし続けることができるまちづくりを進めていきたいと思います。以上です。
上滝議長	上議員。
上　議　員	ありがとうございます。誰もが住みやすいまちになれば、この吉野町で住んでよかったと思えるまちづくりになればと思います。高齢化率の高い吉野町で見守りを強化し、ずっと住み続ける環境を整えていただきたいです。あいさつを交わす大切さ、雨戸が閉まっていたら、玄関に旗が上がっていなかったら、住民の方はお互いさまの精神で周りの方の見守りをされています。民生委員さんにもたくさんのご協力をいただいている、そこにもっと行政が加わり、安心して暮らせるサポートをご検討いただきたいとお願いして質問を終わります。ありがとうございました。
上滝議長	以上をもちまして一般質問を終わります。 本日の日程は全て終了いたしました。 10 日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。 6 月 10 日　午前 10 時　総務文教厚生委員会

	6月10日　午後1時　産業建設委員会 6月11日　午前10時　予算決算特別委員会 6月11日　予算決算特別委員会終了後　庁舎整備等に関する調査特別委員会 6月12日　予備日 6月13日　金曜日　午前10時　本会議（第2日目）を開会いたします。 10日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。 本日はこれをもちまして散会することにいたします。 ご協力、誠にありがとうございました。 （　午後2時31分　散会　）

令和7年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1．招集年月日　　令和7年6月13日

2．招 集 場 所　　吉野町議会議場

3．開 会 時 刻　　6月13日　　　午前10時10分開会

4．応 招 議 員

1番	長 谷 政 和	2番	澤 木 久美子
3番	上 麻 里	4番	辻 内 正 誠
5番	下 中 一 平	6番	山 本 義 史
7番	上 滝 義 平	8番	中 西 利 彦
9番	西 澤 巧 平		

5．不応招議員　　なし

6．出 席 議 員　　応招議員に同じ

7．欠 席 議 員　　なし

8．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中 井 章 太	副町長	永 井 聡
教育長	土 居 正 明	参事兼町長公室長	吉 村 直 樹
参事兼暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	総務課長兼町民税務課長	中 尾 勇
財政・デジタル推進室長	井 本 光 亮	庁舎・拠点整備推進室長	戸 毛 祥 博
協働のまち推進課長	松 田 有 史	長寿福祉課長	森 井 志 津 佳
産業観光課長	椿 本 久 志	教育次長	吉 中 久 実
教育総務課長	紙 森 智 章	スポーツ振興室長	辻 中 哲 也

9．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	玉 村 陽 子	参与	坂 本 や よ い

10．議事日程

日程1　　　　委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会）

日程2　議第32号　吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正することについて

日程3　議第33号　令和7年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号について

日程4　議第34号　令和7年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1

号について

日程５　議第35号　令和７年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について

日程６　議第36号　令和７年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第１号について

日程７　議第37号　動産の買入れに係る財産の取得について

追　加　議　案　等

日程８　議第38号　令和７年度吉野町一般会計補正予算（案）第３号について

日程９　同第８号　吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程10　常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上滝議長	皆さん、改めましておはようございます。 ただいまの出席議員総数は９名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。 日程１　６月９日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告をお願いいたします。 まず、総務文教厚生委員会　山本義史　委員長にお願いをいたします。
山本委員長	総務文教厚生委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、6 月 10 日午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 総務課所管の議第 32 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は、現在の吉野町消防団員の条例定数である 350 人を、適正な定数である 300 人に改正するものであるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することとしました。 付託案件以外では、「旧吉野小学校の備品処分について」跡地利活用事業に向けて、校舎内に残っている備品の処理計画について説明を受けました。使用可能な物品は地区自治体や町民への譲渡を進める一方、再利用が難しい備品や特殊廃棄物については、分別処分を行うことで、効率的かつ適切な処分に努める方針が示されました。PCB については調査の結果、含有は確認されず処分費用の縮減につながる見込みであると説明がありました。 なお、残置品の状況については実際に確認しておく必要があるとの判断から、委員会として現地視察をすることとなりました。 教育総務課所管の議第 37 号「動産の買い入れにかかる財産の取得について」は、GIGA スクール構想第二期に伴う、小中学校で使用する情報端末（クロームブック）の更新にかかる取得について説明を受け、審査を行いました。今回の導入では、吉野さくら学園の児童生徒に加え予備機を含め 236 台を購入するも

	ので、初期設定から既設端末の処分費用までが含まれています。併せて、学校での情報端末の利用状況の説明もあり、授業や自宅学習、発表活動など、こどもたちの学びの幅が広がっているとの報告があり、審査の結果、本委員会は本件を承認することといたしました。 付託案件以外では、「よしのこども園改修工事について」説明があり、主に、老朽化した給食室・トイレ・電気設備等の改修および、下水道接続など改修工事の概要の説明を受けました。設計に伴う調査の結果、アスベストが含まれている箇所が認められ、園児、教職員が日常往来する箇所については、すでに随意契約で除去工事を進めているとの説明がありました。工事は土日に実施され、飛散防止のための対策も講じているとのことでございました。以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続いて、産業建設委員会　中西利彦　委員長にお願いをします。
中西委員長	産業建設委員会の委員長報告をいたします。 本委員会は、6 月 10 日午後 1 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 本定例会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案はありませんでしたが、町民税務課から「河原屋町営住宅の現状と方向性について」報告がありました。　理事者からは、河原屋町営住宅における過去の解体の経緯や、現在の管理棟数、入居状況について報告がありました。現在 10 戸中 3 戸に入居中で、土地は町が複数の地権者から賃借しており、賃借料は年間約 300 万円であると説明がありました。　委員からは、長年土地賃借料が支出されていることに対して課題意識が示され、将来的な土地買収も含めて町営住宅全体の方向性を早急に整理する必要があるとの意見が出されました。以上が本委員会における審査・調査の結果であります。

	なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続きまして、予算決算特別委員会　上麻里　委員長にお願いいたします。
上委員長	予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、6 月 11 日午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、議第 33 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」は、補正規模は 5,126 万 5,000 円の増額で、予算総額 65 億 76 万 5,000 円とするものであり、地方債の補正は、限度額について「老人福祉施設改修」で 60 万円の増額、「消防施設整備」で 960 万円の減額であり、歳入の補正は、国庫支出金で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の 3,060 万 1,000 円、県支出金で「消防力強化支援事業補助金」の 959 万 1,000 円、繰越金で 2,007 万 3,000 円のそれぞれ増額と、町債で 900 万円の減額。歳出の補正は、総務費で「移住定住促進事業」の 47 万 5,000 円の増額、民生費で「介護保険特別会計繰出金」の 65 万 4,000 円の減額と、「定額減税に伴う調整給付金事業」の 3,060 万 1,000 円の増額、「老人福祉施設等運営管理事業」の 60 万円の増額、農林水産事業費で「水田農業構造改革推進事業」の 11 万 6,000 円の増額であり、また、本年 4 月 1 日の人事異動に伴う「職員給与費」の補正は、一般会計全体で 2,071 万 8,000 円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算（案）を承認することといたしました。 次に、議第 34 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、補正規模は 1,322 万 2,000 円の増額で、予算総額を 10 億 7,222 万 2,000 円とするもので、歳入の補正は「国庫支出金」の 1,322 万 2,000 円の増額。歳出の補正は「総務費」の賦課徴収事業でシステム改修委託料 1,322 万

	2,000 円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算（案）を承認することといたしました。 次に、議第 35 号「令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、補正規模は 94 万 6,000 円の増額で、予算総額を 1 億 9,564 万 6,000 円とするもので、歳入の補正は「国庫支出金」で 94 万 6,000 円の増額。歳出の補正は「総務費」の徴収事業でシステム改修委託料の 94 万 6,000 円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算（案）を承認することといたしました。 次に、議第 36 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、補正規模は 755 万 3,000 円の減額で、予算総額を 11 億 7,864 万 7,000 円とするもので、歳入の補正は「保険料」で 196 万 6,000 円、「国庫支出金」で 328 万 9,000 円、「県支出金」で 164 万 4,000 円、「繰入金」で 65 万 4,000 円のいずれも減額。歳出の補正は「総務費」の一般管理事業でシステム改修委託料の 99 万円の増額と、「地域支援事業費」で職員給与費の 854 万 3,000 円の減額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算（案）を承認することといたしました。 以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続いて、庁舎整備等に関する調査特別委員会　辻内正誠　委員長にお願いを申し上げます。
辻内委員長	庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。 本委員会は、6 月 11 日午前 10 時 55 分から理事者に出席を求め開催いたしました。 本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託を受けた議案等はありませんでしたが、町長公室 庁舎拠点整備推進室より「庁舎整備の今後の進め方について」説明がありました。

	前回の委員会で示された一定の方向性に基づき、吉野町中央公民館棟及び旧吉野北小学校に機能を分散して配置し、住民サービス維持や災害時の機能強化を図る方針が改めて示されました。 庁舎移転をすすめるうえでの基本的な考えかたとして「整備の迅速化」「災害拠点としての機能強化」「持続可能なまちづくりを目指した行政サービス維持向上」「将来を見据えた財政負担の軽減」に重点に置き、旧吉野北小学校には、町民税務課業務・総務課業務・暮らし環境整備課業務を中心に配置し、今後想定される南海トラフ地震や気象災害など、大規模災害発生時における業務継続・迅速な対応を主眼におき、防災対策や災害発生時の拠点としての活用も視野に入れたもの。一方、中央公民館棟は、各種証明書の発行及び相談に対応する総合窓口や町長・副町長室、議会機能、政策を展開していく業務、定住移住関連業務・観光交流業務を配置することで、町内外の人々が集まる賑わいの拠点とする構想とするとともに、この整備事業を契機に行政サービスを円滑にしていくための組織機構の見直しや事務の効率化にも取り組むという説明がありました。また、設計業務にあたっては、早期に庁舎機能の移転を進めていくために、基本計画から実施設計までの業務を一括で委託する予定であることや各設計内容についての説明がありました。 委員からは整備の進め方や説明のありかたなど多くの意見がだされました。また、今後より深い検討を行うために委員会の開催機会を増やすべきとの意見がありました。 本委員会としては、吉野町の財政全般に関しての将来シミュレーションをしながら、庁舎整備にかけることのできる概算金額をあらかじめ定めて進めるよう求めました。また、必要に応じて随時委員会を開いていくということで本委員会を終了いたしました。以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。 これで、庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 上程議案の採決に入ります。

	日程２　議第 32 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程３　議第 33 号「令和７年度吉野町一般会計補正予算（案）第２号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程４　議第 34 号「令和７年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。

	本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程５　議第35号「令和７年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程６　議第36号「令和７年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程７　議第37号「動産の買入れに係る財産の取得について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

	本案について意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 追加議案が提出されております。 日程８　議 38 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 町長。
中井町長	議案説明の前に少しご説明をさせていただきたいと思います。 先ほど辻内委員長から、庁舎特別委員会の委員長報告をいただきました。そして、6 月議会で、委員会の中で、この庁舎整備に関する予算も含めた資料を説明していただいた中で若干、変更がありましたのでその経緯も含めてお話をさせていただきたいと思います。 まず、庁舎整備につきましては、3 月議会におきまして、この環境を一日でも早く改善しなければならない、議員各位、一人一人と意見交換もさせていただきました。その中で、中央公民館棟には全て収まらない中で、今の各課を分散移転すると、取りあえず一旦出すということで理解をいただき、そして、その方向性を 5 月の委員会で説明をさせていただきました。6 月のこの委員会で、予算は計上させていただきましたけれども、考え方、基本的な考え方、そして、各課等の分散配置、旧吉野北小学校、そしてまた、公民館棟の各課の配置、そして、分散配置移転に伴うスケジュール、想定スケジュールです。この点も説明をさせていただきました。そして、その中では、令和 7 年度に基本計画、基

	本設計、実施設計、これを一体的に進めることによって、できる限りこの環境を一日も早くしたい。ここをですね、この庁舎を解体するまでが、庁舎整備のスケジュールを考えていかないと、恐らく旧公民館棟、そして、旧吉野北に分散移転してもですね、この駐車場を含めてここが解体工事中は、この旧公民館というのは、非常にやっぱり利便性が悪く危険を伴う、そういったことも含めて、取りあえず一旦、旧公民館等棟と吉北、最大限のスピードでできる方法ということで説明をさせていただきました。そしてもう一つ、旧吉野北小学校におきましては、南館を使用するイメージで説明をさせていただきました。やはり財政が厳しい中で、少しでも災害拠点として連携するために、県施設を誘致できないか、この協議に入ってよろしいですかという理解もいただきながら、5月に理解をいただきながら、6月の委員会をさせていただきました。そのときに、基本計画、そして基本設計、実施設計1億1,300万。もう一体的にやるので、なかなか議員さんもですね、このスピード感の中で疑念もあったかと思います。その意見も踏まえながら、少しでもやはり前を進まなければならない。そういったことを、やはり町民さんにも見ていただかなければならないという形で、若干、基本計画のみの予算で今回説明をさせていただきたいと思います。いわゆる基本計画の中で、やはり、庁舎としての機能、そしてまたスケジュール感、議員さんが様々課題に思っているところを、しっかり庁舎特別委員会を何回も開催しながら、そして今後はですね広報等、そしてまた地区別懇談会等を通して、町民の皆さん方にもスケジュール感、そして進捗を説明していきたいということで、上程させていただきたいと思います。何とかこの議案というのは非常に重要であります。吉野町の未来に向かって進めるか、後退するか、それぐらい重要な案件であろうかと思いますので、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、担当者から説明をさせていただきたいと思います。
上滝議長	戸毛庁舎・拠点整備推進室長。
戸毛庁舎・拠点整備	失礼いたします。それでは、まず、議第38号 令和7年度吉野町一般会計補正予算（案）第3号につきまして、お手元に配布をしております追加議案、提

推進室長	出議案等説明資料１ページに基づき説明をさせていただきます。 今回の補正予算ですが、予算の名称といたしましては、令和７年度吉野町一般会計補正予算第３号。補正予算の概要になりますが、歳入歳出の補正といたしまして、補正前の額65億76万5,000円に対しまして、歳入歳出とも2,125万円を計上させていただきまして、補正後の歳入歳出の予算額を65億2,201万5,000円とするものでございます。 続きまして、歳入の補正につきましては、19款の「繰入金」2,125万円を庁舎整備基金より繰入れをいたします。 歳出の補正といたしましては、2款の「総務費」庁舎整備事業に基本計画策定委託料として2,125万円を計上するものでございます。 ここでお時間をいただきまして、改めて基本計画の進め方について、考え方について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。 今回、基本計画として業務を進めるわけでございますが、まず、基本計画の目的といたしまして、今回、庁舎整備を進める上での基本方針、導入すべき機能、性能などの設計の前提となる整備方針や、不要条件を示した上で、庁舎の配置や規模、概算事業費、事業手法及びスケジュール等の基本計画を策定することを目的に、基本計画を策定するという流れになってまいります。なお、基本方針等につきましては、先ほど町長からありましたように、従前から進めておるものもありますけども、そういうことを踏まえながら進めていくということになってまいります。それでは、基本計画をどのように進めていくかということについて、その業務内容、なぜ予算が必要なのかということもご理解いただく必要があるかと思いますので、説明をさせいただきます。今回の基本計画策定につきましては、まず初めに、必要な条件の整備を行っていくという中で、これから申し上げます項目についていろいろな業務を進めてまいると。１点目につきましては、整備項目の洗い出しということで、庁舎整備を実現していくために必要な設備更新や、諸機能の変更を含む検討を進めてまいる必要がございます。また、それらに伴いまして、今後、庁舎として活用していくための施設につきまして、必要なインフラ等の調査をする必要がございます。例えば、電気、ガス、給排水等の各種のインフラ改修がどの程度必要であるかというこ

	とにつきましても、一定の調査が必要でございます。また、今後庁舎を整備していく中で、利用される方々のゾーニング、また、仕事をしていく上での動線の検討、庁舎を利用される方々の動線をどうしていくかということも考える必要がございます。また、今後、庁舎の整備を完了した後、どの程度の事業費が要るか、いわゆるランニングコスト的にどういうものが要るかということもあわせて検討する必要があります。それらのことを踏まえまして、まず一旦、課題の整理をしていく必要がありますので、想定される課題の解決であったり、整備手法とスケジュールを考えると。またそれに伴いまして、もろもろの関係法令が出てまいりますので、関係法令とどのように整合性を持たせていくかということを、まず検討をいたします。それを踏まえまして、庁舎移転の候補地となりますような施設につきまして、現地調査を行い、それを踏まえまして、今後工事をするために工事制約条件の調査ということで、例えば、工事進入路をどうするか、資材置場をどうするかということを検討いたします。それらを全て踏まえまして、その段階で改めて概算の工事事業費が出てまいりますと。それぞれどんな事業費が考えられるかということを、複数考えながらまとめてまいりたいということを踏まえまして、最終的に改めて課題と解決方法を検討してまいるということになります。調査、分析を通じまして、改修への課題の抽出と、今後、見込まれる課題を整理しながら、解決方法を整理し、最終的に基本計画書にまとめてまいるというような流れでございますので、いろんな意見を踏まえながら、この形を基本計画とまとめさせていただいて、後にあります基本設計、実施設計をスムーズに進めるためにも、ここについては、我々行政職員だけではとても無理なところもございますので、業者の支援をいただきながらということで、それらを積み上げさせていただいた結果が、2,125 万円という予算の中で、基本計画を策定してまいりたいというふうに考えております。ご理解をいただきまして慎重審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
上滝議長	質疑を求めます。 5番 下中議員。

下中議員	失礼します。5番 下中でございます。今、課長のほうから丁寧な説明いただきましてありがとうございます。当予算の中には、現在我々が委員会で説明を受けました内容等を、町民のご理解を賜るためにも、説明会、またニーズ調査を行う予算も含まれておりますか。9月に業者が設定されるというとこら辺も含めまして、住民のニーズ調査を行うか行わないかというとこら辺で含めてご質問させいただきます。よろしくお願いします。
上滝議長	戸毛課長。
戸毛庁舎・拠点整備推進室長	失礼いたします。ただいま今後の基本計画の策定に向けて、住民ニーズ調査等を行うかというようなご質問であったかと思います。先ほど町長のご説明にもありましたように、まずは丁寧に整備委員会のほうで議論を進めるということももちろん前提ではございますが、今回の基本計画を定める上で、いろんな項目の設定が必要かと考えております。我々も、どのような意見集約の方法があるか、またどのような設備の説明をしていくかという中で、これは庁舎整備委員会の中の意見を図りながらということになりますが、今回の基本計画の例えば、業務の一つとして、ニーズ調査をどのようにしていくかというような項目が必要であれば、もちろん議会とも協議をいただきながら、庁内のPTも踏まえながら、必要であればそういうことも組み込むことは可能かと考えております。
上滝議長	ほかに質疑ございませんか。 下中議員
下中議員	簡潔にお願いいたします。今の当予算の中に計画されていますか、いませんか。
上滝議長	戸毛課長。

戸毛庁舎・拠点整備推進室長	もちろん、今回の中の諸条件をいろんな見積りの中で考えられる、前回の委員会でもご説明をいたしましたが、そういうことを考えられること見積もっておりますので、それも想定の範囲内に入っとるということになります。
上滝議長	よろしいですか。ほかに。 はい、辻内議員。
辻内議員	庁舎整備には当然お金がかかるんですが、今、設計も出来ておりませんので一体幾らかかるかはわかりません。一方で、吉野町の財政状況を見ると、これぐらいには抑えないといけないなというものも出てこようかと思われます。そこで質問なんですけども、今の吉野町の財政状況、あるいは財政状況を踏まえ、財政規模が当面変わらないとすると、いわゆる夕張の状態になろうとすると、幾らぐらいの借金をいきなりぽんとしたらなるのか。新しくですね、新しくどれぐらいの借金をぽんとしたらなるのか。あるいは奈良県から財務状況が悪いということで、注意警報というか注意警告を受けるイエローカード状態があるわけですけども、その辺りに行くにはどうなのかということを教えていただきたいです。理由はですね、質問の理由は、町民の中には10億円20億円という借金を吉野町がすることによって、夕張状態になるんではないかという不安を持っておられる方が、私の感覚ですけども多数人おられます。その方々に、結論から言うとそんなことはないよということなんですけども、知っていただくために説明お願いいたします。分かる範囲で結構です。将来負担比率をもとにしたものだけで結構でございます。
上滝議長	井本課長。
井本財政・デジタル推進室長	失礼いたします。夕張市のようになった場合の将来負担比率の関係のご質問かと思われますが、夕張市のようにというのは、財政再生団体になる場合の想定かと思われます。将来負担比率で言いますと、350%を超えますと地方債の借

	入れ等が制限されることになりまして、財政再生計画等の策定を義務づけられるものでございます。吉野町の場合、将来負担比率が350％を超えるということになりますと、一般単独事業債を新たに70億円借入れますと350％を超えることになるかと思います。しかしながら、先ほど議員おっしゃられたように、その他の財政状況もございますし、当事業債に関しましては充当率が75％ということもございまして、あわせて基金も取崩していく必要もございますので、基準値近くになるまでの借入れは難しいというふうに考えております。またもう1点、奈良県のほうで指導等が入る場合でございますが、指導が入るというのは、先ほど申しました350％、将来負担比率が350％を超える場合でございます。ただし、それ以外にも、重症警報を発令するという仕組みを奈良県の方お持ちでございまして、他の財政指標も含めまして、2指標が全国のワースト100位以下になった場合に重症警報が発令されまして、奈良県の指導を受けて財政の健全化を図るものでございます。以上でございます。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	井本課長、今おっしゃられた中で、二つが悪いということでもう一つ何かが悪くなるとしたらら、将来負担比率から見るとあと幾らぐらい借金すると重点管理団体、奈良県からの管理というかイエローカードというかになるんですか。大体で結構です。
上滝議長	井本課長。
井本財政・デジタル推進室長	重症警報になる場合の条件でございますが、先ほど申しましたように全国ワースト100というのが条件でございまして、ちょっと他の団体の指標もありますので、一概に幾らというのはちょっと申し上げにくいところでございます。以上でございます。
上滝議長	よろしいか。

	ほかに質疑。はい、山本議員。
山本議員	6番 山本でございます。本会議では2回の質問ということで制限されておるわけなんですけれども、非常に重要なことなんで町長にお聞きしたいんですけども、先ほど町長からの説明の中に、住民への地域懇談会を開きたいと。また、町民説明会のことですね、開きたいというふうに言われておりました。私はこの基本計画、今日いただきました基本計画、仕様書作成というのが非常に重要な方向性をもたらすというふうに考えております。委員会の中でもかなり議論をされておりましたけれども、町民側の考え方と、いろんな町民の方がおられますけれども、考え方とかなり離れた考え方ではないかなと思います。昨年の12月、定例会で北小学校を庁舎にするんだという執行部側の意見がございまして否決になりました。そして2月の選挙が終わり、3月で方向転換を考えていただいたんでしょうが、5月の16日約1時間の委員会、その場で聞かされた、今からこれから討論が始まるんやなあと思った矢先、おとつい6月の11日約1時間と30分、議会のほうで議論されました。これではなかなかちょっと議論が少な過ぎるのではないかと。そしてこの基本計画というのは非常に重要なことでありますので、これまでに庁舎特別委員会を何度も開き、そして、町民への説明会、要はこのスケジュールでいきましたら、基本計画の前に町民説明会を、懇談会を町長が先ほど言われた地域懇談会をしていただきたいと思うんですが、町長先ほどの地域懇談会を開きますと言うてたんは、いつごろを考えておられるんでしょうか。
上滝議長	町長。
中井町長	地域懇談会、説明の件でございます。この案件に関しましては、今、山本議員から縷々、経過を少し説明をいただきました。この民意というのをどういうふうに反映していくか、これは非常に重要なことです。この議論が始まったのは、令和4年の9月からであります。令和4年の9月から、もうこの庁舎が非常に危ないから1日も早くと。だから従来の方法ではないスピードでやっぱり

	やっていかんとあかんということは皆さん方ご理解はあったと思います。ただ、あといろいろ議論の中で、基本的にいろんな経過があるわけですけれども、先ほどおっしゃっていただいた令和6年の12月議会で条例提案になったと。この前には、やはり当然、請願書というのが出てきましたので、吉北が不便であるということの請願書の中から、場所が不便であるということから、二分したらあかんということで、その議論をもう一度していこうということで始まったのがスタートであろうかなというふうに思います。その中で、やはり少しでも民意という形で、いろんな手法はあろうかと思います。ただ、この庁舎の現状であったり、今も置かれている環境、そして時代背景とか含めると、やはり情報をしっかりと収集しながら、ある一定程度提供しながら、地区の代表の方に審議会に出ていただいて、そして行政サービスの変革新庁舎整備検討審議会を設置していただいて8回の審議をいただきました。その中で出てきた答申に基づき、我々は庁舎PTを組みながら、12月議会に条例案を出させていただいた。 ただ、条例案を出していただいたときに、吉北を本庁舎機能を要するという形で否決をされました。それを経て2月の町議会選挙もあり、そして、3月の議会を迎えるに当たって、やはりそういったことも踏まえながら、本庁機能ではなくてまず出ていきましょうというところから、この議論がスタートしてこの6月議会を迎えました。先ほど、山本議員から3月の議会を経て、5月の委員会である一定程度のこの方向を出させていただいて、説明をさせていただきました。予算はついてないけれども、ある一定程度予算をつけていかないといけないということで説明をさせてきました。議論はないとおっしゃいますけれども、しっかりと説明をさせていただいて、こちらの担当職員も聞きましたけどそれ以降、疑念に対する質問等々はなかったと聞いております。ですから、もう一度、我々は6月議会で説明をさせていただいて、まだ決定ではありません。だからその前座となる基本計画、しっかりとどういう機能で、そしてもう一度置かれているスケジュール感が本当に間に合うかどうかも含めて、この庁舎特別委員会で議論をしていただこうということで今、この2,000万の計上をしているわけであります。ですから、民意の考え方なんですけれども、これだけいろいろな審議会をして、そして請願書も出ながら、議員さん方も選挙を戦われて

	きました。私もその1年前に選挙を戦いながらこの場におります。ですから、二元代表制の地方議会の意義、これを我々はしっかりとこの場で議論しながら進めていくことが今、求められる。そういったことで憲法93条及び地方自治法89条等に基づき、地方公共団体の設置された議事機関がこの議会であります。ですから今このような議論をしてますけれども、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民や利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論するのがこの議会であります。それが今、この今問われている吉野町議会、そして執行部が説明する責任があろうかなというふうに思います。ですから、しっかり議論を重ねながら、庁舎特別委員会をしていただき、その過程の中で広報を通じて、もっともっとやっぱり広報であったり、CVYもなかなか流しても伝わりにくいところがありますんで、そういった中で行政報告、そしてまた地区別懇談会をやっていく。それがどの段階で出てくるかというのは、回数を高めていきながら、ある一定程度議論が深まってくればするという状況であります。そういったことをひとつご理解いただければなというふうに思います。参考にですね、昨今の静岡県の三島市の新庁舎建設。これも最近、議会で条例改正が否決されています。これは、住民のアンケートの6割が支持を得た案件が議会で否決されます。ですから、住民アンケート当然大事です。それも踏まえながら、やはり意見を集約して、この議場で皆さん方がそれぞれ、議員賛同もいただきながら、行政側としっかりと議論して未来に向かって安全な庁舎整備を進めていくことが、私にも責任でもありますし、議会とのしっかりそうした協議をしていくことが、地区懇談会、そしてまた説明会につながると確信しておりますので、よろしくお願いします。
上滝議長	山本議員。
山本議員	町長は、今は場合を見てという表現を使われました。要はいつやるかわからないよと、適切なときにやりますよという、それではどうも遅いような気がするんですね。基本計画までにいろいろと考えて、その方向性を決めなくてはいけないと思いますので、再確認しますが基本計画までに懇談会をやるつもりは

	ないわけですね。
上滝議長	中井町長。
中井町長	もう一度確認しますけれども、懇談会というたてつけですけど、やはり、やる中で、行政から投げる広報誌等々、やはりまず、多くの人に見ていただきながら、そして最終的にこの基本計画をしていくわけです。それは、やはり議員さんも各位ですね、皆さん方それぞれ説明もしていただきながらやっていきます。ですから、この基本計画、業務決定の間がひょっとするとですね、どういう内容になってくるか。恐らくおおむねの方向は1日でも早く、この条件を変えていくということで議員さんも理解は得てるわけです。ですから、あとこの中でスケジュール感とか、詳細なことが出てきた中に、やはりその民意を反映していただくのが議員さんの役割ではないのかなというふうに思ってます。できる限り私は、その懇談会だけが全てではないと思ってます。ですから、広報、そして、適時適切に、やはりそのタイミングをもって説明会をしていくというふうに話をしているというのが今の私の答弁でございます。ですから、これが例えば9月になるか、予定ではですねこのスケジュール感、2月に庁舎特別委員会、基本計画というふうになってます。だから、これ地区別懇話会とかミニ懇談会っていうのは、私その都度いろいろこう過去やってきた経緯あるんですけれども、やはり行政報告会っていうのは去年も若干、区長主導で出来てなかったところがありますんで、当然、旧吉野小学校の跡地利活用の課題であったり、そういうのも進捗状況を含めてやっていくということでございます。今おっしゃるように懇談会と説明会、そしてまた、町民の皆さん方の意見を集約するのは、先ほど担当課からアンケート調査も含めて、どういう機能というのは多分、恐らくニーズ的なことは、そっちのほうがより拾い上げれるかなと。ですから、逆につながるような調査研究はしっかりやってくれということで、指示をしていこうかなというふうに思ってますんで、その方向で私は進めていきたいと考えています。

上滝議長	ほかにございませんか。 ほかに質疑はございませんか。 （　「　質　疑　な　し　」　の声あり　） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。 （　「　異　議　な　し　」　の声あり　） 異議なしと認めます。 （　「　手挙げてますよ　」　の声あり　） 山本議員。
山本議員	反対いたします。先ほどちょっと質疑の中でも言いましたけれどもやはり、5 月の 16 日の 1 時間それから 6 月の 11 日の約 1 時間 30 分という非常に短い間・・・・。 （　「　反対意見か　」　の声あり　） ごめんなさい。 （　「　付託の審議です　」　の声あり　） ごめんなさい、ごめんなさい。
上滝議長	付託を省略。
山本議員	すいません。
上滝議長	よろしいか。 異議なしと認めます。 よって、議第 38 号について委員会の付託を省略することに決しました。 議第 38 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について」意見

	を求めます。 　山本議員。 　この際、私のほうからお話をさせていただきます。 　この際、議長より申し上げます。 　まず、冒頭に、反対または賛成を明らかにしてから、意見を述べていただきたいと思います。
山本議員	6番 山本でございます。反対でございます。 　先ほども質疑の中でも言いましたように、5月の16日金曜日、1時間ほどの議論。それから、昨日おとついですね6月の11日1時間半ほどの議論。今から始まったばかりのような気がします。やはり、議会でももっと練り、そして何よりも肝心なこの基本計画という前に、町民の方の意見を聞いていただきたいと思っておりますので、私は反対させていただきます。
上滝議長	ほかに意見はございますか。 　辻内議員。
辻内議員	結論賛成でございます。 　既に、この庁舎が南海トラフ地震等の震度7が来れば倒壊してしまい、多くの職員初め住民の命が危ないことは、住民のほぼ全員が知っていることでございます。そのことにもう既に2年以上時間をかけながら、一歩も、結果的には一歩も進んでいない。そして今初めてこの予算がついて一歩を踏み出そうとしている。この一歩は何が何でも踏み出さなければ、安心安全な吉野町は決してやってこない。そのように考えますので、この一歩は大切と考え賛成いたします。
上滝議長	ほかに意見はございませんか。 　西澤議員。

西澤議員	賛成です。賛成意見です。 先ほどから、住民説明とか住民の理解というような話出ておりますが、住民に判断を委ねるというのは、町会議員としての職務放棄ではないかと考えます。私は、町長から諮問された行政サービスの変革、新庁舎整備検討審議会の新庁舎整備等基本構想案が最大の民意として尊重されるべきであると考えます。基本構想案と答申を踏まえた庁舎整備の実現を阻む理由はどこにもないと考えております。今、議員は責任を持って判断をしなければならないと考えております。町長は民意で選ばれた民意の代表であり、町長が庁舎整備の検討を改めて町民の代表として、各地区の６名の区長理事さんや、公募の住民さん、無作為に選ばれた住民さん、そして、防災や都市計画など専門家を交え、令和５年 11 月から令和６年７月までに８回も開催され、役場職員さんからも出された多面的な資料や現地視察をもとに検討し、庁舎整備等基本構想案の答申ということ。これこそ民意の集約であると考えます。ただ、現在の庁舎整備の素案は、若干その答申とは違ったものがありますが、この案も令和６年１月の選挙で町民から選ばれた町民の代表である中井町長の苦肉の案かもしれません。それが選ばれし町民の代表である町長の方針であるにちがいありません。議会議員は町民が直接選挙で選ぶということで、私たちも今年の２月９日の選挙で選ばれました。町長や町会議員を直接選挙で選ぶことで、町民の意思が町の意思決定に反映されるという仕組みです。これが、先ほども言っておられた二元代表制と呼ばれ、町民の代表として、町長が町行政の執行を担い、町民の代表である我々町会議員が、その執行をチェックし予算や条例を決定し、町の方向性を決定するということです。忘れてはいけません。私たちは、選挙で選ばれ判断を委ねられている議員であるということ。町民さんは自分たちの生活や仕事に専念し、時間がなく、議会や審議会の資料、その把握や現地の視察なんて出来ません。だから私たち議員にその判断を委ねているのです。私たち議会議員が十分に見識を広め、資料を読み、今は何が町民にとって最適なのかを、エンドレスな議論ではなく、適宜そのときそのときに判断しなくては、議員としての職責は全う出来ません。仮に判断が遅れ、その遅れで災害の対応に遅れが生じたら、と思うと私は考えるだけで恐ろしいと思います。議論も必要ですが、最終的には、

	庁舎の位置については議会決議が必要となるので、まずは、一歩進めることが肝心だと思い賛成をいたします。
上滝議長	ただいま、西澤議員より賛成意見が出されております。 続いて反対意見を求めます。 ほかにご意見ございますか。 上議員。
上　議　員	3 番 上麻里でございます。結論反対です。 基本構想について議員との議論も不十分でございます。これでは住民の理解が得られていないと理解いたします。よって、反対をさせていただきます。
上滝議長	ほかに意見はございませんか。 澤木議員。
澤木議員	2 番 澤木久美子です。 今、お話の中にあった基本計画、これ理事者側から何をするのかというご説明をいただきましたが、大事な点は現状をまず調査すると。インフラ的に何がどう問題なのかとか、それから条件を整備するというお話がありました。町民さんの意見を聞くのももちろん、私たち議員の責任でもありますので、これから聞く時間は十分あるかと思います。それと同時並行して、この基本計画に向けた作業、まずは現状を調べるということを進めないと一歩も進めません。幾ら私たち町民さんから聞いた意見の中に、こういうものがありますとお伝えしたところで、できることと出来ないことがある。それをまずは確認するのは、専門家に依頼しないと出来ません。ですので、今これを止めてしまうと、また一歩も進めないことになりますので、私は前に進めることとして賛成意見申し上げます。
上滝議長	ほかにご意見はございませんか。

	ほかに意見がないようですのでこれで討論を終わります。 賛成意見と反対意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本案は原案どおり可決することに賛成諸君は、起立をお願いします。 ありがとうございます。起立５人以上、起立多数です。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 ありがとうございます。 日程９　同第８号「吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 中井町長。
中井町長	北岡信夫氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。 北岡信夫氏は、経歴にもありますように、昭和 47 年３月に東北大学経済学部を卒業され、平成 24 年６月に三井物産株式会社を退職されました。また、令和６年５月から７年５月まで吉野町区長連合会会長を務められ、令和３年１月から現在まで轟町内会長として、町政、地域活動のためにご尽力されております。これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、委員としてご活躍いただけることと確信しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
上滝議長	ありがとうございました。 質疑を求めます。 （　「　質　疑　な　し　」　の声あり　） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （　「　意　見　な　し　」　の声あり　）

	意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 日程 10　「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申出がありますが、これに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、それぞれの委員長の申し出のどおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 おはかりします。 これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 閉会にあたり、町長のごあいさつをお願い申し上げます。 中井町長。
中井町長	閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 まず、6 月定例議会におきまして、上程いたしました議案、追加議案も含めまして、全てご承認を賜り誠にありがとうございます。 まず、一般質問におきましては、吉野町の現状、高齢者率が高い吉野町において、持続可能な地域交通も含めて政策をしっかりと進めてほしいという質問

	もございました。そしてまた、吉野町の未来に向けての観光政策、そういったこともそれぞれ議員の立場から質問もいただきました。しっかりと、そういったことを踏まえて政策実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。 　また、各委員会におきましても、消防団、定員なんかは非常に減ってきております。ただ、住宅施策も一緒でございますけれども、町の方針、方向性を定めながら、しっかりと進めるようにというふうな意見もいただいております。そういったことも踏まえて、しっかりと吉野町の政策を進めてまいりたいと思います。 　まず、上程いたしました議案でございますけれども、特に追加議案であります議第 38 号。これに関しましては、様々な意見もある中で、いろいろと発言もいただきました。まずは、一歩前に進めることができることに心から感謝を申し上げます。ただ、おっしゃるようにこの案件に関しましては、もっともっと情報をしっかりと出してまいりたいなというふうに思います。やはり、一つ一つの委員会、そしてまた今の現状を広報、そしてまた CVY、また地区別の懇談会、そういったことを経て、今、吉野町はこういう状況で今、進めている。そういったことをしっかりと伝えるのが行政の役割であり、また先ほど議員からもありましたように、議員としてもそういったことで広い見地から総括しながら、また報告もいただき、そしてまた、行政に提案もいただければなというふうに思っております。まず、本当に冒頭にですね、議案説明の前にも話をさせていただきました。できる限りこのイメージを膨らませながら、この庁舎整備はやはり進めていかなければならないなというふうに思っております。新しいところにぽんと建てるのであれば、そのような懸念事項ないんですけれども、やはりこの旧公民館棟と旧吉野北小学校、ここに一時的に分散移転をせざるを得ない状況の中で、そして物価高、そして人件費が上がる中で、この上市の役場庁舎を解体するまで、そのときの期間の行政サービスをどうしていくか。これも恐らく重要になってこようかなというふうに思います。やはり、その中においては上市を起点としたまちづくり、当然、密集市街地であります。従来今まで都市計画、吉野町 3 町村の都市計画の中にも、防災性の高い市街地の改善とかですね、そういった項目があります。恐らく今まで余り手をつけてこなか

	ったところかなというふうに思います。ただ、公民館を中心として空き家も増えてきてますんで、そういったところ少しでも改善できるような政策を、この庁舎整備とともにつくっていくことが、今回の庁舎整備の意義であろうかなというふうに思います。そういったことも踏まえまして、いろんな、議員さんには特性、そしてまた、スキルがございますんで、いろいろと提案もいただきながら、そしてまた調査研究部分がありましたら、行政のほうにもいろいろと問合せいただきながら、しっかりとこの庁舎整備、前に進めるように、私も努力をしてまいりますんで、議員各位におかれましても、最善の努力をお願いしたいなというふうに思います。この議会を経てですね、先ほどお話あったとおり、県施設誘致に向けてもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますんで、皆さん方にも、最後の最後までご理解、そしてまたご協力をお願いしたいなというふうに思います。 　最後になりましたけれども、これから梅雨の季節、そしてまた、台風の季節。熱中症の対策に向けても健康第一で議員活動に務めていただきたいなというふうに思います。また、参議院選挙も7月にあろうかなというふうに思いますんで、国も大きな方向が変わろうかなというときでもありますんで、それぞれの立場で議員活動をしていただくことをご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。
上滝議長	ありがとうございました。 　皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。 　これをもちまして、令和7年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。皆さん方のご協力ありがとうございました。 （　午前　11時　16分　閉会　）